

平成22年（2010年）紀北町6月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成22年6月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年6月15日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

（うち早退議員）

9 番 平野倅規

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	会 計 管 理 者	長野季樹
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
危機管理課長	五味 啓	企 画 課 長	川合誠一
税 務 課 長	家崎英寿	住 民 課 長	平谷卓也
福祉保健課長	谷 吉希	環 境 管 理 課 長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 岩見雅夫	12番 平野隆久
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

**北村博司議長**

最初に、ご報告申し上げます。

14名の議員から一般質問の通告書が提出されております。一般質問の取り扱いについてありますが、本日は5人、明日の本会議で5人、17日の本会議で4人ということで運営させていただきます。

閉議時間ではありますが、午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにいたしますので、ご了承をお願いいたします。

また、議員管外研修などの協議を行うため、17日の本会議終了後、議員懇談会を開催いたしますので、ご了承をいただきたいと思っております。

**北村博司議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、少しお時間をいただきたいと思っております。

初日の本会議での議案第32号の詳細説明において、誤解を招くような説明を行ったということで、訂正の申し出がきております。許可することといたしますので、ご了承をお願いいたします。

平谷住民課長。

**平谷卓也住民課長**

おはようございます。議長のお許しを得まして訂正の説明をさせていただきます。

本定例会上程議案の説明内容の一部を訂正させていただくものでございますが、議案書の27ページ、議案第32号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容説明の中におきまして、議案書40ページの新旧対照表、附則第10項保険料減免の特例の説明で、被扶養者であった者の保険料減免の割合を9割である旨の説明をいたしました。

厚生労働省からの文書では、後期高齢者医療制度と類似の保険料を軽減措置する旨の通知

をいただいておりますので、後期高齢者医療制度と同様の軽減割合である説明をいたしてまいりました。しかし、国保における減額割合は所得割、資産割につきましては免除となりまして、均等割、平等割においては5割ということでございました。このことを訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

#### 北村博司議長

以上で説明を終わります。執行部側の発言の訂正の申し出につきましては、会議規則第64条の規定は及ばないものでありますが、議員に対する措置を準用するものとされています。したがって、発言の訂正につきましては議長の許可となりますので、ただいまの訂正の申し出については許可することといたします。

なお、発言の訂正であることから、初日の会議録についてはそのままとし、本日の会議録で訂正が行われたものとして取り扱いをさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。以上で、発言の訂正については終わります。

#### 北村博司議長

次に、本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1

#### 北村博司議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

10番 岩見 雅夫君

12番 平野 隆久君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 北村博司議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 6 月 8 日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

本日の一般質問は 5 人であります。

なお、運営につきましては、議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の席の前に黄色のカードを立てて、質問者に対し周知することいたします。

質問の方法につきましては、最初に登壇して、通告したすべての事項について質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可します。

それでは、14番 中本衛君の発言を許します。

### 14番 中本衛議員

皆さん、おはようございます。14番 中本衛、平成22年 6 月定例会の一般質問をさせていただきます。

私からは生活安全の確保について、健康づくりの推進について、産業の振興について、障害児教育の充実についての 4 点を質問させていただきます。

まず初めに、生活安全の確保について、平成18年に実施されました本町のまちづくりアンケート調査結果から読み取れる住民ニーズの状況の整理によりますと、重要度の高さと満足度の低さで最も差があったのは、火災や災害からの安全性であります。5月21日の新聞では、「東海地方地震リスクが上昇」との見出しで、今後30年以内で震度 6 弱の強い揺れに見舞われる確立が最も高いのは、前年比 0.3ポイント増の静岡市の89.8%、続けて前年比 0.7ポイント増の津市の85.9%で、関東から四国地方にかけて確率が上昇したのは、百数十年周期で起こる東南海、南海地震が起きる確率が時間の経過によりそれぞれ約 2 ポイント高まったことなどによると報じられています。このことからしましても、生命と財産を守る防災対策の充実が 1 日も早く望まれますので、1点目の防災対策の充実についてお伺いいたします。

私は平成20年 6 月定例会で質問させていただきました汐見区と小浦区との間の赤松の鼻の浸水対策であります。前奥山町長のご答弁では、三重県尾鷲建設事務所に浸水対策を講じていただくよう要望しているが、船津川河川激甚災害対策事業での対応は困難であるが、事

業手法等を検討中であるので、引き続き県に要望していくとのごことでございました。質問後、早2年が経ちましたが、その後どのような検討をなされ、今後どのように対策をとっていただけののか、この地域のことをよくご存じであります町長にお伺いいたします。

次に、災害時要援護者避難支援プラン全体計画による今後の取り組みについてであります。平成21年3月の定例会で、今後、気候変動等による集中豪雨や東海、東南海、南海地震が想定され、要援護者の支援対策が急務であることから、災害時要援護者の避難体制の計画を早くすべきで、平成21年度内に作成すべきとお伺いいたしましたところ、平成21年度中に災害時要援護者避難支援計画の策定を進めていくとのご答弁をいただいております。現在、災害時要援護者避難支援計画は策定されていますか。策定されていれば、その計画はどのような内容なのか。また、いつ、誰が、どこへ、どのようにと、具体的に避難させていくのかまで計画を立てているのか、お伺いいたします。

次に、2点目の救急体制の充実についてでございます。ドクターヘリ導入に向けた取り組みについてお伺いいたします。医師や看護師が救急専用の医療機器を装備したヘリに同乗して、現場にかけつけるドクターヘリは空飛ぶ救急救命センターとも呼ばれ、心臓発作や脳内出血、交通事故など救急患者の一刻を争う事態に対応するもので、ドクターヘリの最大の利点は迅速な治療や搬送による救命率の向上にあります。時速200キロメートル以上で飛行するため、極めて短時間で救急現場に到着でき、ドクターヘリで救護された人の死亡率は、救急車で救護された人に比べると2割程度低く、社会復帰は約2倍になるというデータもあると言われております。ドクターヘリは2001年4月に本格運行し、本年5月17日現在、18都道府県で22機が配備されています。昨年は青森で1機、北海道で2機、千葉県、静岡県でそれぞれ1機が導入されました。今年は京都府、兵庫県、鳥取県の共同運行が4月にスタートし、茨城県では7月開始が予定されています。公明党は1日も早くすべての都道府県にドクターヘリを配備し国民の命を守りたい。この強い思いと荒木清寛参議院議員は、公明党ドクターヘリ全国配備推進プロジェクトチームの副座長として、国会でのドクターヘリ法制定をリードし、参議院予算委員会で質問を重ねる中、2007年6月に成立いたしました。

三重県では、2008年2月27日に県議会本会議で公明党の今井議員がドクターヘリの早期配備を質問するとともに、3月3日には公明党三重県本部が署名を提出しました。この署名に対し野呂昭彦知事は、しっかりと受け止め、具体的に検討していくと表明なされました。52万人にも及ぶ県民の声が具体的なものとなり、その後7月にはドクターヘリの導入を本格的に検討していくための分科会が設置されました。その結果、2011年度中のドクターヘリ配備

が実現されます。現在では導入実現に向け具体的な検討が進められ、本年度は6月ごろを目途にドクターヘリの基地病院、三重大学附属病院か山田赤十字病院かのいずれかを決定するとともに、ヘリに搭乗する医師や看護師の研修養成を開始する予定と聞いています。

平成16年11月13日の朝、尾鷲総合病院に救急車で運ばれた合併前の海山町の、当時62歳の男性が胸部大動脈瘤破裂のため、緊急手術の必要からドクターヘリで和歌山市の和歌山県立医科大学附属病院救急救命センターに収容され、緊急手術を受け一命を取り止め、現在は健康に留意し普段の生活をされています。ご本人やご家族の方々はかけがえのない命を救ってくれたのはドクターヘリが運航されていたお陰だと喜んでいました。ただ、家族が付き添いや看護を交代するうえで、もう少し近いところにこのような施設があれば良いのにと体験を述べられていました。

2011年度内に津市か伊勢市のどちらかにドクターヘリの基地病院ができ、ドクターヘリが配備されますが、医療関係者からは学校のグラウンドが臨時のヘリポートになるよう、教育委員会に協力を求める必要もあるとの意見もありますし、防災ヘリとの連携も必要と言われていますが、ドクターヘリ導入に向けてスムーズに運航ができるよう、本町も取り組んでいることと思いますが、そのことについて町長のお考えをお伺いいたします。

次に、健康づくりの推進についてでございますが、1つ目の子宮頸がん等検診無料クーポンの今後の取り組みについてお伺いいたします。厚生労働省は21年度第1次補正予算で、女性特有のがん対策で受診率を上げるため、乳がん、子宮頸がん無料クーポン券の配布を全額補助で行ってきました。厚生労働省が平成21年度女性特有のがん検診推進事業のアンケートが実施され、紀北町はクーポン券配布前に対象へ通知し、クーポン券利用期間前から検診を勧奨したとして、個人的への積極的な働きをしている自治体として三重県で唯一の工夫事例が取り上げられています。町当局の関係機関の取り組みに心から敬意を表するところでございます。鳩山政権になり、今年度は国の補助率が2分の1となりました。来年度の国の予算措置が気になるところでございますが、この事業は継続してこそ受診率アップになりますが、今後も継続すべきであると思っておりますので、町長のご所信をお伺いいたします。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについてお伺いいたします。本年3月定例会の一般質問で同僚議員からの質問がありましたが、公明党は女性の命と健康を守るため予防法案を提出することにしました。具体的には特定年齢約12歳を想定し、ワクチン一斉接種と、30歳から65歳まで5歳刻みで行う必要の予防検診を全額国庫で補助することを規定としています。予算額は平年度で550億円と試算していますし、このことは党派を越えて早期実現を目指してお

ります。予防可能な子宮頸がんの認知度を高める取り組みについてはお伺いいたしますし、子宮がん予防ワクチンの国内での販売が昨年末から始まったことで、予防ワクチンの認知度は発売後に約6割まで高まったものの、感染リスクの高い20代前半の女性では子宮頸がんの半数以下に止まっていることが、販売元の制約会社の調査でわかったとされています。調査はワクチン承認前に、2009年6月と12月22日の発売後の2010年3月にインターネットを通じて実施し、それぞれ20歳から44歳の女性1,680人が回答、認知度の変化などを比較しております。

この結果、予防ワクチンの認知度は、承認前の20.3%から発売後の57.7%へ37.4ポイントもアップしましたし、ワクチン接種の意向も20.5%から36.1%へ15.6ポイントも増加しました。ただ一方、子宮頸がんの認知度は承認前に61.6%、発売後64.5%でわずかな微増でございます。また子宮頸がん、自分にも起こる病気ととらえているかについても20代前半で発売後に6%増加したものの、全体では9.8%から12.4%へ2.6ポイントの伸びに止まっています。子宮頸がん検診受診率も承認前37%、発売後38.8%で大差がなかったし、調査結果について自治医科大学付属埼玉医療センター産科婦人科の今野教授は、予防可能な子宮頸がんの認知度を高めるには、大人になったら検診を受け、ワクチンを接種するように教えることが大事だと指摘しています。このことから、予防可能な子宮頸がんの認知度を高める取り組みが必要であると思いますが、どのようにお考えか。

また、今野教授はワクチン接種への公費助成についても、国がやると決めれば効率的に進むと述べていますが、このことは党派を越えて早期実現を目指してまいっております。自治体で公費負担を実施しているところもあり、国の制度が進むまでに町独自の助成制度があれば、ワクチン接種を受けさせたいとの声が多く寄せられていますので、女性がいきいきと活躍できる町にするため、公費助成に向けた今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

次に、産業の振興についてでございます。地元材利用による需要拡大についてお伺いいたします。第174回通常国会において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が成立し、5月22日公布されました。この法律は目的第1条で、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養、その他多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献することにかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に

関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とするとして、公共建築物の建材や内装材で国産木材利用を進め、特に国が建てる3階建て程度の低層施設は原則木造化を義務付け、また道路脇のガードレールといった公共施設、民間住宅、紙パルプなどの木材の積極的な利用を定めています。

また、地方公共団体の責務第4条では、地方公共団体はその区域の経済的、社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないと明記されております。この度、紀北中学校の改築はこの条文によりますと、地元材利用による木材利用促進を進めなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

最後になりますが、障害児教育の充実についてお伺いいたします。発達障害などで読みが困難な児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書について、文部科学省は5月13日、公明党の主張を受け、配布対象を児童生徒のみに限定していた従来の方針を転換し、指導する教員への配布も可能とする事務連絡を各団体に通知しました。デージー教科書は通常の教科書の内容をパソコンなどで活用して、音声や文字で同時再生できるようにしたものでございます。ボランティア団体などが文部科学省から入手した教科書の電子データをもとに制作し、日本障害者リハビリテーション協会を通じて、CD-ROMの形で配布されておりますが、デージー教科書の活用についての方針や取り組みがありますか、教育長にお伺いし、演壇での質問とさせていただきます。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。それでは中本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、防災対策の充実として、1点目の赤松の鼻浸水対策はどうなっているのかでございしますが、議員ご指摘のように、河川激甚災害対策特別緊急事業により、船津川左岸沿いの汐見区においても堤防の嵩上工事が施工されましたが、汐見区から小浦区へ至る区間では部分的に激甚災害対策事業における計画堤防高より低くなっている箇所がありまして、私も現地確認をいたしておるところでございます。汐見区ではこの箇所については、洪水時の不安が解消されておらず、何らかの対策を講じるように要望がございまして、その必要性については私も同じ認識でございます。この件につきましては、私が就任する以前から、町から三重

県・尾鷲建設事務所に対し、対策を検討されるよう要望を行っております。尾鷲建設事務所では洪水時の治水効果を十分に発揮するためには、今後何らかの対策が必要であり、検討をするとの回答がございました。具体的な対策や工法につきましては、紀北町及び汐見区・小浦区の関係者の意見も十分に聞く必要があることから、町へは地元調整についての協力要請がございました。このようなことから、今後は尾鷲建設事務所と紀北町が協力して地元調整を進めるとともに、可能であれば現地の現況測量や工法等の検討を実施して行く予定でございます。このような状況でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、災害時要援護者避難支援プラン全体計画による今後の取り組みはのご質問にお答えをいたします。まず、災害時要援護者避難支援プラン全体計画につきましては、紀北町避難支援プラン全体計画として平成22年3月に策定したところでございます。本計画書は全18ページで、本町における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助、地域・隣近所の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心、安全体制を強化することを目的といたしております。

その他、役場内に災害時要援護支援者支援班を設けるなど、町各部署や関係機関の役割分担など、災害時要援護者に関することを記載をいたしております。全体計画の内容につきましては、避難支援プラン全体計画の目的、災害時要援護者の概念や範囲、避難準備情報、避難勧告、避難指示、避難誘導の手段、経路等避難所における支援方法などの基本的な考え方を記載をいたしております。また、災害時要援護者情報の収集、共有の方法として、平成19年4月から始めた災害時要援護者名簿登録申請書についても記載をいたしております。

次に、ドクターヘリ導入に向けた取り組みについてのご質問であります。ドクターヘリにつきましては、国と県から補助を得て、運用する救命救急センターの補助事業でありまして、単に医療機材を搭載して急患を搬送するという目的もありますが、第1の目的は、重篤な患者が発生した場所に医師と看護師をいち早く派遣し、初期治療を開始することにあると伺っております。三重県のように南北に長く、3次救急と呼ばれる最も重い症状の患者を診る病院が偏在している地域にとって、ドクターヘリは患者の命を守るために非常に有効な手段の一つと考えております。このことで平成15年から東紀州地域で緊急かつ重篤な患者が発生した場合、三重紀北消防組合消防本部及び熊野市消防本部は、和歌山県立医科大学が運航するドクターヘリを要請するにあたり必要な事項を定め、緊急の場合の体制をとっている

ころでございます。

また、議員のご発言にもありましたように、三重県におきましても平成23年度を目途に県内全域を搬送エリアとする県独自のドクターヘリの導入が検討されておりまして、有力候補として三重大学附属病院や山田赤十字病院が挙げられており、両病院では病棟の建て替えにあわせてヘリポートの整備を行い、ドクターヘリ導入を目指していると伺っております。

なお、三重県独自のドクターヘリが導入された場合のヘリポートとして、現在、和歌山県立医科大学が運営するドクターヘリのヘリポートとして指定しております尾鷲高校長島分校グラウンドや海山グラウンドなど、町内13箇所を同様に指定することとなります。

次に、健康づくりの推進についてであります。21年6月議会でもお答えさせていただきましたが、子宮頸がん検診無料クーポンの取り組みにつきましては、昨年度に引き続き、子宮頸がん検診について、20歳から5歳刻みで40歳まで、また、乳がん検診につきましては40歳から5歳刻みで60歳までの対象者に対して、今年度も実施をいたします。すでに対象者の方には事前に周知はしておりますが、無料クーポン、検診手帳の準備が整い次第、対象者に送付する予定であります。来年度以降の国の補助金の動向につきましては未定であります。県も全国衛生部長会を通じて国への要望をされており、今後、近隣市町の動向を見ながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについての、予防可能な子宮頸がんの認知度を高める取り組みにつきましては、予防ワクチンの接種勧奨は現在のところ実施に至っておりません。ただし、子宮頸がん検診の受診勧奨は広報での啓発や、5年間未受診の方に対しての個別勧奨など実施しているところであります。

続きまして、地元材利用による需要拡大についてであります。議員の皆様も報道等でご存知のことと思いますが、地球温暖化の危機に対応するため、世界の先進国に先駆けて国連気候変動サミットで25%の温暖効果ガスの排出削減を政府が宣言をいたしました。この目標を達成する必要から、国内の荒廃した森林の再生を強力に推進しようといっております。しかしながら、国の例を挙げるまでもなく、現在の庁舎を見ていただいてもわかりますとおり、耐用年数や防火対策の関係上、公共建築物につきましては、ほとんど鉄筋コンクリートで建築されているのが現状でございます。こういった状況を変えるべく、国といたしまして、今国会で公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が可決されました。この法律が成立したことにより一歩前進したのではないのかと考えております。

議員の繰り返しとなりますが、法律の趣旨といたしましては、国の責務として公共建築物

への木材の利用促進を目指し、国が主体的に基本計画を策定することを義務付けており、この基本計画に基づき国だけではなく、都道府県及び市町村に対しましても、公共建築物に木材の利用促進を進めていくことになろうかと考えております。私といたしましては、法律の制定に関わらず、地域の森林を保全し活用するため、また、紀北町の基幹産業の1つでもあります林業の地元経済の発展を促進するための施策を推し進めているところでございます。

紀北町内におきまして、町民の皆様がもっとも関心をもっております紀北中学校におきましては、地元木材をでき得る限り多用した学校建設を行いたいと考えているところでございます。紀北中学校の改築につきましては、コンペ方式により設計案を提出していただくこととなります。設計条件の中に、内装に木材・紀州産材を多用することとしており、紀北中学校が地元木材をふんだんに使った校舎として、改築していきたいと考えております。

繰り返しになりますが、紀北町の基幹産業の1つは林業でございます。議員がおっしゃるとおり林業の町として、まずその町が姿勢を示し、そのメッセージを内外に発信することが重要であると考えておりますので、学校建築物だけではなく、他の公共建築物におきましてもでき得る限り地元材を使用できるよう研究を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの演壇での答弁はここまでで、障害児教育の充実につきましては、教育長からご答弁をいただきます。以上です。

#### 北村博司議長

安部教育長。

#### 安部正美教育長

次に、障害児教育の充実についてお答えいたします。発達障害やその他文字を認識することに困難なる児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書活用の方針についてでございますが、国におきましては、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律において、パソコンで本を再生する図書、すなわち文字を音声で読み上げ、それを聞きながら文字や画像を見ることができるマルチメディアデージー図서가、無償給付の対象となる教科用特定図書に該当するかどうかについて、文部科学省における研究成果、及び学校での使用状況や教育効果等について検討が行われているところでございます。

紀北町といたしましても発達障害や視覚障害等のある児童生徒が教科の学習における困難を克服し、十分な教育を受けることができるよう、教材などの学習環境の整備を進めることが重要な課題であると認識しておりますことから、文部科学省の動向を見極めながら、県と

連携しマルチメディアデジ教科書の活用のあり方について研究をしてみたいと考えております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

14番 中本衛、再質問をさせていただきます。まず1点の防災対策の充実、赤松鼻の浸水対策については地元調整を進め、何らかの対策をしていくと、こういうふうなご答弁をいただきました。町長としては結構前向きなご答弁であったかと私受け止めております。

私、そこでですね、町長にお伺いしていきます。今後いつ起こるかわからない津波や豪雨などによる浸水を防ぐ手立ては、これら調整している間は何らかの策をとらなければならないと思うんですね。で、その間、どういうふうなことをしていくのか。例えば何か豪雨によって水嵩が上がるとか、津波が来るとかというような情報があったときに、いつ、誰が、何をどのようにしていくのか、そのような具体的なことまで検討されているのかどうか、お伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは自主防災会とか消防団、そういった関係団体にいろいろと周知していくことが、まず大事だと思っております。それといろいろな避難場所の問題ですね、これらはやはりその台風とか津波とか地震とか、そういったもののすみわけを十分に住民に周知しながら、早期の対応を図っていくようにしてまいりたいと思っております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

いずもにしても早期の対応ができるようにしていただかなければなりません、増水の場合にですね水嵩が上がり道路が冠水してくる。そういう時期に防ごうと思うと、ある程度土のうが必要になりますね、土のうがね。そこらの土のう等も今後どのようにしていくのか、ちょっとお伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広範に土のうは要るようになってまいります。紀北町全土となりますと、全地域となりますとですね。そういったことから、やっぱり自主防災でも蓄積できるところはしていただきたい。もちろん消防署等につきましては土のうはつくってはおりますが、とてもこれを全町に運ぶとなると足りないような状況ですので、自主防災会、消防団とともにですね、そういった土のうについても皆でこの防災を行っていただきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

最終的には自主防災、消防団等で未然に防災を防ぐようにしてくれと、こういうふうな答弁になりました。いずれにしてもですね、町長1日も早く地元調整も進められて、その防災対策が実施できるように私のほうからお願いをしておきます。

次にですね、災害要援護者避難支援計画について、町長のご答弁では22年の3月に策定されたときほど申されました。これは基本的な全体計画だともお伺いしましたし、今後ですね、その基本的な考え方からそれぞれ個別の避難するためのプランが必要になってくると思うんですが、その今後の取り組みはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。紀北町といたしましては、これは全体計画の作成でございますので、これから個々に合わせたような紀北町避難支援プラン個別計画の策定を進めていきたいと、そのように考えております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

これから考えるということですが、ある程度、そこへ取り組むまでもいろいろな方にご協力を願って、策定しなければならないと思うんです。そういうふうな策定するための具体的なそういう、言うたら機構というんですか、そういうもの考えておられますかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別計画につきましてはですね、策定委員会を設けてやっていきたいと思っております。それにつきましては委員としては自治会とか自主防災会、それから民生委員、児童委員の方ですね、そういった方の協力を得ながら早期に完成していきたいと、そのように考えております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

いずれにしても、今後どのようなときにどのような災害が起こるか知れません。そういうときのための、この避難支援計画でございますので、1日も早く取り組まれていただけるよう、そしてなおかつ、この個別的な支援プランがいつごろ作成でき上がる、完成する予定で取り組むのかお伺いして。

それからですね、もう1点だけ。今回災害時要援護者の名簿登録等いろんな意味で関係団体や民生委員さん等にもご無理言ってご協力されたと思うんですが、その町内での数等もわかれば教えていただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別計画につきましては、おおむね23年度を目途に作成してまいりたいと考えております。また要援護者の名簿につきましては、当町では手挙げ方式や、そういう個別的な部分ですね、民生委員等の協力もいただきまして、21年8月現在で826名となっております。以上です。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

826名の方々を今後具体的にどのように支援していくのかを、取り組んでいただきます。本当に大変な事業だと思います。そういうことで少しでも緻密な連携を取りながら、プラン作成をしていただきたいと、ましてこのプランができればですね、また議会にも提出していただきたいと、なぜ申しますかと言いますと、今回せっかくそのような関係団体が苦勞して

策定されたものが、この3月に策定ができておったわけですね。それが今日自体でもまだこの議員の皆様の手元がないことが、あるのではないですか。だからそういうことないようにですね、せっかく苦労してつくり上げたものをいち早く発表する、公表するというのもまた一つの計画でもあろうかと思しますので、ご指示を願います。

次に行きます。救急体制の充実についてでございます。ドクターヘリは今回、三重県独自にそういうものを配備されるであろうと言われておりますが、今現在は3県で和歌山県立医科大学に運航されております。それでその運航されているヘリポートを今後ともそのまま引き継いで活用していくというような答弁をいただきました。県のこれまでの調査によりますとですね、県内でドクターヘリを必要とする緊急搬送は年間約500件と予測され、近隣に救急救命センターなど3次救急医療機関がないため、三重紀北消防組合の管内では病院内の救急車の転送に平均約74分ほどかかると言われ、高い需要が見込まれております。我が町において平成15年以来、以降ですね、ドクターヘリの利用件数と個人の運航費用にかかる費用負担はどうなっていたのか、また今後、県独自のドクターヘリが導入された場合、個人の運航費用負担はどうなるのか、お伺いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

さきほどの計画につきましてはですね、計画書等につきましては、今後、他の計画につきましても、できれば作成されたら議員の皆様にもできるだけ早く配布していきたいと、そのように考えております。

それとまず平成15年以来の件数ですが、ドクターヘリ要請は合計9件となっております。それと個人的な負担ということで、個人的な負担はないと伺っております。ただ、県の公負担として31万9,000円の支払いを行っている伺っております。

**北村博司議長**

中本君。

**14番 中本衛議員**

今の個人的な負担はないと、今後、県独自でドクターヘリが導入された場合も、今の現状と同じような方向づけでいくんでしょうか。今の答弁それでよろしいんですか。

**北村博司議長**

尾上町長。

尾上壽一町長

さきほどのは和歌山県立のドクターヘリを活用したときでございまして、三重県がもし実施されるとなれば、市町及び県民への個人負担がないと伺っております。ちょっと訂正させていただきます。担当課より説明いたさせます。

北村博司議長

危機管理課長。

五味啓危機管理課長

ただいまのご質問についてお答えします。先日、県のほうに伺いましたところですね、現在は三重県に導入に向かって一生懸命やっておるということで、議員おっしゃった23年度末を目途にやっておるわけなんですけども、ただ、費用負担につきましては、現在検討中ということですね、まだ答えが出てないということで、私のほうからできるだけ和歌山県と同じような格好で、町、それとですね、個人にも負担金が出ないような格好にやってほしいということですね、電話ではお願いしたところでございます。以上でございます。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

今、担当課長からもご答弁いただきました。県のほうでは、まだ今のところ検討中であると、費用の件については。町長やっぱりこの件につきましてもですね、町長自ら進んで行って従前どおり無料にしてくれと、まして近隣の市町とも協力して、そういうことを声盛んにもう県に要望していくべきではないかと思いますが、町長いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どうも思いが先走ったようでございます。議員おっしゃるとおりでございまして、県のほうへはそういった要望を行っていきたくと思います。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

次に進みます。健康づくり推進について、子宮がん無料クーポン券の取り組みについて、今後も継続をとということで私質問させていただきました。町長のほうでは前向きに検討して

いくと、このようなご答弁いただきましたので、これは確認ですが、国の予算措置等もかんがみながら、今後もし厳しくなっても町独自で行っていくと、こういうことを確認してよろしいでしょうか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるように、国のほうが補助金等を下げてきております。しかし、5年に一度ということで今2年行っておりますが、あと3年ですね、少なくともしないと町民の皆さんに不公平感が生れてまいりますので、少なくとも3年は取り組んでいきたいと思っております。

**北村博司議長**

中本君。

**14番 中本衛議員**

さすが町長でございます。あと3年取り組んでこそ、初めて公平にものが行えるものと私も確信をしておりますので、その答弁のほうに進んでいただきたいと思っております。

次にですね子宮頸がん予防ワクチンについて、さきほども申しましたように、3月の一般質問でも同僚の議員からもございました。今、この認知度というのですかね、ワクチンようやくテレビ・マスコミ等でも取り上げられて、ワクチンを打つことによって大事な生命がこれによって救われる、守られていくんだということが、徐々に高まってきておるところでございますが、ここらの認知度をもっと高めるために、何らかの方法、PR等も必要になるかどうかと思うんですが、そのようなことは考えておりますかどうか、お伺いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

現在もですね、さきほど答弁いたしましたように、子宮頸がんの認知度そのものにつきましては広報等で行い、また個別勧奨等も行っております。また予防ワクチンについてはですね、今後テレビ等でもどんどんやってまいりたいと思っておりますが、公費助成となるようにさきほど申しましたが、町村会を通じてうちからの項目の中にしっかりと入れさせていただいて、要望させていただいておりますので、これは他の市町からも出ているようでございます。

**北村博司議長**

中本君。

14番 中本衛議員

町長はワクチンの接種についてはもうすごく前向きで、今後も取り組んでいくようなご答弁でございました。私たちは超党派で国にもそういう助成、補助制度をとということで今申し込んでおりますが、それまでに町独自の公費助成制度を取り組めるのかどうか。女性と子どもを大切にする町であるかどうかの、試金石みたいな格好で問われるような気がするんですね。町長の思いをお伺いしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、県内ではまだどこもないということで、予算的にも4万円少しかかるということもございます。近隣市町の動向も見ながら、また国の対応もですね、どうなっていくかということ少し見極めさせていただきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

では、急いで産業振興に移ります。さきほど町長のほうからですね、この紀北中学校の改築はコンペ方式でやり、設計条件の中に内装に木材、紀州産材を多用することとしておると言われました。そしてなおかつ、国の先進事例になるような、そういう施設にしていくんだと、そういう抱負を述べられておりましたが、実際にですね、この建物自身の構造というのは、木造なのか鉄筋なのか鉄骨なのか、具体的にそこらはコンペ方式でうたってありますか。どのようにしてくださいということお伺いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

木造と鉄筋コンクリート、また混合構造ですか、そういったものをうたっております。

北村博司議長

中本君。

14番 中本衛議員

もう1点ですね、今回の法改正について5月22日に公布されたわけなんですけど、このことはそこらコンペに臨まれる設計会社等は承知しているのか、また町独自としてもそのことを

伝えているのかどうか、その点もお伺いしておきます。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

いろいろ実績をもった方をコンペ14社ほど選ばさせていただいておりますので、そういった意味からすれば十分存じておろうかと思えます。また、ここに私も手持ち資料あるんですが、新たな学校施設づくりのアイデア集とかいうものがございまして、こういったものも大手の設計業者であれば、十分把握したうえでやっておると思えます。また、そういった点につきましては、最近この法律ができる以前からでも、内装木質化が言われておりますので、近隣におきましてもそういった木材を活用しての学校づくり、公共事業づくりが行われているものと思っております。

**北村博司議長**

中本君。

**14番 中本衛議員**

地元材利用というのは、ただ単に地元の木を利用してくださいだけでは、私はやっぱりこう、なんというのですかね、地元にもメリットがないような気がするんですね。今回、紀北中の改築でこの地元の材料を使ったらこそ、こういうような建て方ができるんだと、まして今まで言われておるように尾鷲ヒノキはですね、あの関東大震災のときに、もう尾鷲材で使った家が一番丈夫で残ったと、そこまで評判を上げられ、その後、阪神大震災なんかではですね、反対に構造的には壁組み鋼材、軸組から壁構造方式に変わってきて、建て方様式が変わってきた中で、従来の今までの建築様式が廃れてきたと、こういうふうな取り組みの中でございしますが、そこらはやはり尾鷲ヒノキの利用促進については、新しい木造建築や公共づくりの構想とですね、その組織化というのですか、言うたら山主とか林業組合とか、いろんな方とのつながりを図りながら、人づくりや商品づくりをこう必要とされると、今言われておるんですが、町長その点についてどうお考えかお伺いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員がおっしゃるように漫然と行っていればですね、低入札等の関係で地元材が使われないうような状況も出てくるかと思えます。そういったことで私個人といたしましても紀

北中等も含めてですね、木材関係者の方ともお話をさせていただいておりますが、この議회가終了して直ちにですね、林業関係者、森林組合おわせとか、海山木材共同組合、長島港木材協同組合等と会議を行いまして、どうすれば地元材を多用できるかという、特に紀北中、船津小、引本小学校につつましてですね、関係各課とそういった団体の方と会議を持たせていただいて、どうすれば地元材を使えるかということを考えていきたいと、そのように考えております。

**北村博司議長**

中本君。

**14番 中本衛議員**

もう時間がなくなってきましたので簡単にさせていただきます。今回、平成22年5月に林野庁が文部科学省と協力しながら、学校建設について、いろいろそのポイント工夫事例がたくさん挙げられております。そんな中にですね、主に市町村有林を伐採して利用する場合やとか、主に地元の森林を伐採して利用する場合とか、主に流通材を使用する場合とかというて、木材を利用する学校づくりの進め方等もこういう資料の中にございます。これはもうすごい資料です。170ページからあります。そこらもこれはもう横断的に皆さんの職員さんで考えてもらわなければ、今後の地元の利用材価値を高める考えは、やっぱり皆さんでこれから取り組んでいただかねば、ずっと遅れていくんではないかと思えます。そういうことも考えて、町長にこういう資料があることということも伝えておきます。

最後にですね、もう時間がございませんので、障害児教育の充実でデージー教科書の活用についてですね、県とよく連携をとって。

**北村博司議長**

中本議員、時間がまいりましたので、まとめて終わってください。

**14番 中本衛議員**

最後に、ご答弁ございましたように、県とよく連携をとってですね、今後デージー教科書のあり方を十分に研究されて、またそういう児童生徒が出てきたときに、スッといつでも活用できるような方向付けで取り組んでいただきたいと、このように要望しまして私の質問終わります。

**北村博司議長**

以上で、中本衛君の質問を終わります。

次に、22番 世古勝彦君の発言を許します。

世古君。

## 22番 世古勝彦議員

おはようございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき一般質問をさせていただきます。私の質問は、用地取得に伴う本庁舎移転についての1問でございますので、よろしく願いいたします。

尾上町政が始まり早7カ月が経とうとしております。その間に、町長におかれましては紀北中学校の改築に向けての取り組みに邁進され、本6月議会におきまして1日でも早く紀北中学校を生徒の安全を確保するために、旧尾鷲高等学校長島校へ仮校舎を設置するための予算を計上されたことは、大変喜ばしいことと思っております。また、そのほかにも住民目線での取り組みをされるということにより、「くるまぎ会議」の開催や町内2箇所へ学童保育を設置されるなど、尾上カラーを強く打ち出されたものであると認識をしているところでございます。

さて、本6月議会ではいよいよ本庁舎移転に伴う用地取得の仮契約が三重県と締結され、議決に付されることになったことは、私といたしましても、少し安心をしているところでございます。旧尾鷲高等学校長島校は一時的に仮校舎として使用された後、合併協定書にうたわれているように、現在の紀北町役場本庁が移転することになります。町長が当選されたあと仮校舎として使用した後は、直ちに本庁舎として移転するというをおっしゃっていることから、私といたしましては感銘を受けるとともに、その強い言葉を紀北町民の皆様と同じく信じておりますが、やはり財政が厳しい中で、あらゆる状況は刻々と変化しております。このように変化していく中であっても、旧尾鷲高等学校長島校への本庁舎移転に変わりはないのかということの確認を含めて、明確にお答えをいただきたいと思っております。

また、旧尾鷲高等学校長島校及びその周辺については、合併協定書にも明記されており、紀北町内でも利便性、発展性など特に優れております。この素晴らしい立地条件を生かすためには、漫然と本庁舎を移転するのではなく、町長自身が庁舎が移転に伴い、東長島地区を中心とした紀北町の一体的発展はこうあるべきだという、明解なビジョンが必要になってくるのではないかと私は考えます。そのビジョンをより明確にしていくためには、旧尾鷲高等学校長島校の広大な敷地を、ただ生涯学習施設として利用するだけでなく、例えばグラウンドに人々が集まる施設を建設することも一つの案ではないかと考えますが、どうでしょうか。

また、この地域周辺は先人が都市計画を策定し、その計画に基づいて形成された地域でも

あります。この先人の先見性に見習っていただきたいと考えます。このように目先の利益を追求するばかりではなく、行政を担う方には我々より一步も二歩も先を見通せる力を示していただきたい。そういう先見性が示されることによって町民の皆様も町長への信頼をより深めることができるものと理解しております。新庁舎が移転された後、3箇所の庁舎の利用、活用方法をどうするのか、町長には紀北町民へ明るい未来を示していただきたいと考えております。詳細につきましては、自席にて質問をさせていただきます。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

世古議員のご質問にお答えをいたします。

用地取得と庁舎移転スケジュールであります。用地の取得につきましては、尾鷲高等学校長島分校跡地を平成22年5月24日付けで、面積3万2,262.52㎡、売買代金1億242万7,000円として、県有財産売買仮契約を三重県と締結をいたしました。このようなことから、本議会に財産の取得についての議案を提出させていただいているところでございます。

なお、用地の一部に財務省が所有する旧法定外公共物が含まれていたことが判明したため、三重県の学校用地購入後、所有権が紀北町に移った段階で、財務省から別途購入することとして、現在協議を進めておるところでございます。

次に、庁舎移転までのスケジュールでございますが、今回上程いたしました一般会計補正予算第1号がご可決いただくことができました後、旧尾鷲高等学校長島分校の改修を行い、紀北中学校の仮校舎として利用をいたしたいと思っております。その後、紀北中学校の改築が完成し、引っ越しが終わった後に、庁舎として改修を行い、平成25年1月に本庁舎を移転すべく準備を進めているところであります。

次に、新庁舎周辺の整備計画につきましては、既存の武道館、体育館、グラウンド、テニスコートを活用し、体育館、グラウンド等は一部改修を行い、多目的トイレを新設し、紀北町民の健康増進、スポーツ振興のための多目的広場として、生涯学習施設の整備を実施してまいりたいと考えております。

次に、庁舎が3箇所になるが、その利用、活用方法につきましては、現在、本庁及び紀伊長島総合支所からなる総合支所方式を採用し2施設で行政運営を行っております。本庁舎移転後につきましても、現在と同様の2施設による行政運営を考えております。

移転後の、現在、本庁として使用いたしております諸施設の空き室及び紀伊長島総合支所

の利用、活用につきましては、民間への貸与等を含め議員の皆様のご意見を伺いながら、関係各課で検討を図ってまいりたいと考えております。以上です。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

重複するところもあると思いますが、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず配布していただいた資料、本庁舎移転スケジュール表を見ながら質問をさせていただきます。今回、県財産売買仮契約書の提出をお願いいたしましたが、提出していただけなかったのもので、その理由をお聞きいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重県のほうにもですね、現在上程されておるということで、三重県のほうにも配慮させていただいたというような次第でございます。申し訳ございません。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

何、三重県のほうにも配布させていただく、今ちょっと意味がわからんのだけども、もう一度ちょっとお話をください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、三重県の県議会と当町の議会等で同時に出さしていただいております、三重県の県議会にも配慮させていただいて、内容等についてご提出できなかったということでございます。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それでは三重県との本契約がいつごろになるのか、お伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これが両、三重県議会と紀北町議会で議決されますと、その仮契約が本契約となるというふうになっております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

さきほど赤道のことをちょっとおっしゃったのですが、払い下げとなると思いますので、有償であると思われませんが、その予算内で可能なかどうかをお尋ねいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より説明させていただきます。

北村博司議長

総務課長。

中場幹総務課長

ご質問にお答えをさせていただきます。財務省の所管の里道と言われる旧法定外公共物でございますが、面積といたしましては557.13㎡ございました。これにつきましては、現在、津の財務事務所と価格等も含めて、どのような方法で紀北町のほうへ譲っていただけるのかということ協議を進めている段階でございます。以上でございます。

北村博司議長

予算内で大丈夫なのかと言っている、総務課長。

中場幹総務課長

申し訳ないです。予算のことなんですけども、はっきりしたことは申し上げられませんが、1億5,000万円の予算をちょうだいしておりますので、その範囲内で何とか購入ができるものということで、進めさせてもらっております。以上でございます。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

平成23年度の7月から本庁舎の実施計画、生涯学習施設の実施設計を予定していますが、

基本計画は必要ではないのですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本庁舎とか生涯学習施設のということでよろしいですか。これは基本的には、今後ですね、議員の皆様とも相談させていただきながら、実施設計を行っていくうえで、いろいろとその調整を図っていきたいと思っております。また、庁舎等につきましては、改修のことも踏まえてですね、庁舎内で横断的なプロジェクトチームをつくりまして、今後どういうふうに庁舎を改修していくかということも検討してまいりたいと、そのように思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それではそれは必要であるということですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

検討させていただきまして、計画としてまでするかは、今後それも含めてですね、検討させていただきたいと、そのように思います。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それはいつごろを予定しているのか。他の市町村では移転に伴う庁舎環境の考察、移転基本方針、新庁舎の規模、機能、空きスペースの利用活用、現庁舎跡地の利活用、事業費及びスケジュールを基礎として移転計画書を作成しているが、いつ策定するのか、町長にお伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきまして、この議会終了してですね、そういったチームを立ち上げていって、この夏から検討していきたいと、そのように思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それでは次の9月議会までには策定できるということですね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には平成23年が実施設計となりますので、3月の予算までにどういうものかということを出していきたくて、年度当初ですね。ということになります。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

年度当初というと、我々の改選が11月でありますので、それまでには是非、策定していただきたいと思いますが、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

相談できる段階になりましたら、随時相談しながらですね、詰めていきたくて、よろしく願いいたします。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

平成24年ですが、生涯学習施設を改修する予定となっておりますが、どのような改修を予定されているのか、お伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはさきほど申し上げたとおり、現行のある施設を町民の皆さんに学校施設としてではなく、開放していきたくて、それと体育館につきましては天井等耐震の部分ですね、避難所ともなるように工夫もしていきたくて、管理棟のほうのこの耐震が行われていないとこ

ろを取り崩したりとか、多目的トイレを設置したりということで、住民の皆さんが活用しやすいような生涯学習施設としていきたいと思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

前の全協でいただいた資料によりますと、平成24年度の庁舎と生涯学習施設の改修時期と紀北中学校の新校舎の完成時期が予定どおり可能かどうか、再度確認をいたします。つまり紀北中学校の新校舎の完成時期が少しでも遅れた場合、生徒が仮校舎から移動することができなくなることから、必然的に本庁舎の改修が遅れることとなります。絶対にそのようなことがあってはなりません。この計画に間違いがないのか、この点を町民の皆様は一番心配されております。町長の誠実な回答をお願いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおり、その計画で進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

計画どおり進めていくということでよろしいんですね。はい。

それでは合併協定書には実質的に旧尾鷲高等学校長島校を庁舎移転先として明記されている。庁舎移転については両町との約束であり、合併協定書の核となる庁舎移転が果たされなければ、合併協定書に対する背任行為であり、紀北町民に対する裏切り行為と言わざるをえず、議員として絶対に許すことができない。しかし、それ以外の部分については、場合によってはやむを得ないと考えていますが、町長の考えをお聞きいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3月定例会でご議論させていただいたように、その方向でまいりたいと思っておりますので、これは私は3月定例議会でも何度もお話させていただいたと、そのように記憶しており

ます。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

その言葉を忘れないでいただきたいと思います。

現在の本庁舎の建物としての機能と職場環境に、町長は満足しているのかどうかをお聞きいたします。満足しているというのであればそれで結構でございます。不満があればその点をお聞き願いたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、今、本庁舎と申しましても5箇所点に点在しております。町民センター、本館、新館、教育委員会、それと福祉センターですね。そういったものがこれを長島校を庁舎とすることによって、たとえどういふ形の組織配置になろうとしてもですね、集約したその業務ができるのではないかと、そのように思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

今の庁舎内ではまるで迷路に入り組んでおり、町民から不満の声をいただいております。もっと身近なことに関心を持っていただき、それらの不満を解消するには、新しい庁舎へ早く移転するしかないと考えております。町長は新しい庁舎にどのような機能を望まれていますか、ご回答をお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、住民の皆様が目線に立ってですね、住民の皆様が訪れやすいような町、開放的な庁舎をつくってまいりたいと思います。またお客様が、町民の皆様が見える動線等にも配慮して、わかりやすい各課配置への誘導等、そういったものを行っていきたくて思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それを具体化することが行政の長であり、町長あなたの仕事です。是非、それらを実現できるような庁舎をつくっていただきたいと思います。

庁舎が移転するにあたって職員は何人程度異動するのかをお聞きいたします。またそれに伴って自動車通勤となる職員は何人程度予定しているのかをお聞きします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員等につきましてはですね、今後、さきほど申し上げましたようなチームをつくりまして、組織配置そのものも含めて検討してまいりたいと思います。また、庁舎が現案でありますと、単独ということになりましたので駐車場、大変広い駐車場が要ります。公用車と職員の通勤等につきましては、そういった面からも駐車場の確保については十分ではないかと考えております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

現在の総合支所方式での見込みなのか、仮に分庁方式を採用することになった場合は、駐車場や庁舎内の空き部屋が相当数多くなることは明らかであります。何を言いたいかということ、庁舎移転後の行政組織をどのようにするのかということをお早く決定しないと、何も前に進まないのではないかということでもあります。まだ検討もされていないとなれば、この何カ月間を無駄に過ごしたのではないかとと思われるのですが、町長のお考えをお聞きいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

定員職員数につきましてもですね、定員適正化計画等がございますので、それらの職員減、財政についてもいろいろな配慮をしながら、これからやっていかなければいけないと思っております。ただ、この私就任させていただいて7カ月になります。しかし、その時間を無駄に過ごしたのではないかとご質問につきましては、私なりに一生懸命取り組んでまいったと思っておりますので、議員の皆さんにはご理解いただきまして、今後ですね、そういう職員配置、組織配置につきましても、ご理解とご協力をいただきたいと思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

それでは早急に検討をお願いしたいと思います。

6月議会でも上程されておりますが、学校施設の耐震化予算が計上されております。大変喜ばしいことであると、1人の町民として本当に感じているところでございます。この耐震化が順調に進められてきている基礎となるものが、学校耐震化計画であります。この耐震化計画が策定されたことにより、効果がどのようなものがあったのか、町長にお伺いいたします。

北村博司議長

世古議員、ちょっと確認させていただきますが、事前通告は本庁舎の移転問題だけです。学校耐震は若干こう議題外と思われませんが、その点、ちょっとお答えをお聞かせください。それに展開していくんかどうかということを確認。

22番 世古勝彦議員

いやいやその気持ちはございません。ただ、耐震化計画によって学校が進められたのである。この本庁舎移転についてもそういう計画が必要ではないかということで、例えばの話でそういうことをお聞きしたいと思います。

北村博司議長

なるべくこう、その程度に収めていただきたいと思います。

どなたか教育委員会ですか、町長ですか、尾上町長。

尾上壽一町長

耐震化計画もですね、計画として出されております。議員おっしゃるように庁舎移転につきましては、しっかりとして議員の皆様にお示しできるような計画をつくっていきたく、そのように思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

現代の時代に即した庁舎、町民の皆様が用事があるときだけ来庁していただき、用事が済んだらサッサと帰ってしまうような、また単に公務員の仕事場という無機質な場所ではなく、町民の皆様が愛される憩いの場にしていくべきではないかと考えます。もしも現在の旧尾鷲

高等学校長島校校舎の壁のペンキを塗り替えただけで、職員を異動させるような新庁舎であるのであれば、現在の庁舎以上に冷たい、町民に閉ざされた庁舎となってしまうのではないか。そうならないためにも職員だけで庁舎内の配置を検討して終わらせる、また庁舎移転の最終期限の年まで全く庁舎移転についての議論をせず、時間切れでバタバタと人の異動だけをするということは許されない。私は学校耐震化計画のように、庁舎周辺の開発も含めた新庁舎移転基本計画を早急に作成すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるとおりでございます。やっぱり住民の方が訪れたいと思うような温かみのある庁舎をつくっていききたいと、そのように思ってますし、さきほど申し上げましたように、利用しやすい動線もですね、十分考えていききたいと、そのように思っております。ですから、早急にこの夏ぐらいから会議を立ち上げまして、いろいろと検討していききたいと思っておりますので、ご理解ください。

**北村博司議長**

世古君。

**22番 世古勝彦議員**

是非、検討していただき、次回定例会には具体的な回答を期待しております。

さきほど庁舎周辺も含めた庁舎移転基本計画、検討するという言葉いただきましたが、是非、庁舎移転基本計画策定審査会を立ち上げていただきたい。その中には建築家や防災、都市計画の専門家、地域住民などを審議会委員とし、民間の英知を結集することによって、私たちの孫の世代から感謝される立派な庁舎としなければならない。庁舎の移転については周辺の住民、特に玉地区の方々が強い関心を持っておられることを付け加えさせていただきます。庁舎の敷地の出入口をどこに持ってくるかだけでも人の流れが全く違ってきます。行政が特段で決定するのではなく、紀北町内でも特に大型店が集中している玉地区の発展なくして、紀北町の発展はないと考えていることから、審議会については是非住民目線で玉地区の住民の方々の参加をさせてほしいと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これは紀伊長島区全域の皆さんがですね、多目的として使っていただくようなことを考えていかなければいけないとも思っております。民間の意見等も十分聞きながら検討していきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

世古君。

**22番 世古勝彦議員**

是非、行政の独断で意見を計画するだけでなく、何らかの形で町民が直接参加できる方法を検討していただきたいと思います。

紀北中学校及び相賀小学校の改築はコンペ方式によって実施設計が作成され、町長はコンペ方式の素晴らしさを町民及び議員に切々と訴えられた。私は町長の言葉には本当に子どもたちのことを考えており、心があると思いました。紀北中学校改築するにあたって、町長は白いキャンパスという言葉を使って最高の教育を受けさせるために校舎を建設したい。そのためにもコンペ方式で設計を競わせたいとおっしゃった。庁舎も同じではないのですか、町民の皆様は最高の庁舎を民間の知恵を借りて、改修してほしいと望まれていると、私は考えております。庁舎の改修及び生涯学習施設の利活用をコンペ方式で設計案を競わせたいという市町村もあります。せっかく2年間の猶予が与えられたわけであるから、コンペ方式の実施をしていただきたいと思いますが、仮にコンペ方式の実施が必要ないというのであれば、その理由を含めて町長の考え方をお聞きいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

庁舎についての考え方もですね、やはり地元材の使えるところは地元材を使いながら、安らぎのあるというのですか、そういう町民が訪れやすいような雰囲気もしていきたいと思います。また、コンペ方式というお話もいただきましたが、これも含めて今後検討させていただきたいということで、ご理解願いたいと思います。

**北村博司議長**

世古君。

**22番 世古勝彦議員**

是非、検討していただき、町民は最高の庁舎を望まれている。何をすれば最高の庁舎となるかを検討重ねていただきたい。庁舎移転を議論すると、どうしても移転先の旧尾鷲高等学

校長島校のことが中心になりがちではありますが、特に心配なことは旧尾鷲高等学校長島校への本庁舎が移転した後の現在の本庁舎周辺のあり方についてであります。要するに現在の本庁舎、町民センター、老人福祉センターなどの行政施設から職員が大幅に減少することが想定されている。周辺には繁華街や商店が多く影響は大きいと考えます。庁舎移転は現在の庁舎周辺の町民の皆様は納得していただかなければ成功はないと考えていますが、例えば、庁舎移転後の相賀地区の振興策などは考えているのか、町長の考えをお聞きいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるとおりでございます。そういうことも含めてですね、今後、計画しております会議の中で、そういうことも含めて検討していきたいということで、この議会終了後に立ち上げていきたいと、そのように考えているところでございます。

**北村博司議長**

世古君。

**22番 世古勝彦議員**

現在の庁舎周辺の町民の皆様は強い不安を持っておられる。それらの不安を解消することが庁舎移転に最も重要であると考えられるので、良い方策を考えていただきたい。

さきほど発言させていただきましたが、現在の庁舎、紀伊長島総合支所、新本庁舎となる旧尾鷲高等学校長島校それぞれが紀北町内では利便性に優れ、規模の大きな施設である。これらの活用についてはそれぞれが何の計画性もなく、漫然とバラバラに利用することになることは絶対にしてはいけない。民間での活用を含めて百年の計、より広い視野で考えていただき、3庁舎の一体的な活用については紀北町の将来がかかっていると言っても過言ではないかと考えております。町長のお考えをお伺いいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず行政サービスの低下を起こさないようにですね、配慮していきたいと思えますし、この地域がいろいろな形で変わってまいります。ですから、そういった部分についての配慮も行いながら、議員の皆様からお知恵がありましたらお聞かせいただきながら、計画を練っていききたいと、そのように思っております。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

是非、3つの庁舎を一体的な利活用の計画を検討していただきたいと思います。

旧尾鷲高等学校長島校は都市計画地域内であるが、高等学校という教育施設から紀北町本庁へ用途が変更された以上は、都市計画を変更する必要はないのか。本来、東長島の玉地区は大型商業施設として整備されてきた経緯があり、紀北町の中心となる行政機関の本庁が移転することは想定されていなかったことと思います。例えば学校としてではなく、本庁舎として利用する場合、職員の車だけでも道路が渋滞することは目に見えております。

また、町民の往来も頻繁になることから、周辺道路の整備や拡幅も必要になってくるのではないかと、1つの地域が新たにできるほど多くの職員が異動してくることから、人の流れや町の役割も大幅に変わってくるので、当然、都市計画の変更が必要になってくると思いますが、都市計画の変更が必要かどうかについて即答は難しいと思うが、町長のお考えをお聞きいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

さきほども申し上げましたように車等ですね、それぞれの動線とか、人々の動きが違ってくるものと考えております。それに対しては配慮していきたいと、そのように思っておりますが、都市計画につきましては担当課のほうよりお話をさせていただきます。

北村博司議長

建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。紀伊長島区の東長島地内でございますけれども、今、議員さんが言われた地域は都市計画区域に設定をされております。ただですね、当町の都市計画の設定につきましては、用途地域等の指定はございません。今まで都市計画事業によりまして、街路事業だとか、区画整理事業は行ってきておりますけれども、現在、庁舎移転の計画予定地の周辺については、特別にその用地の指定に対する規制等はございません。ただ、建築基準法のさまざまな手続きと言いますか、そういうものは必要でございますけれども、土地の利用についての特に特別な規制はございません。以上です。

北村博司議長

世古君。

22番 世古勝彦議員

はい、よくわかりました。最後にですね、新たに庁舎が移転された暁には、紀北町のまちづくりをこうしたいという、町長の強い思いを紀北町民の皆様の心が伝わるようにお聞かせいただきまして、私の質問を終わります。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の思い、選挙等でも言わせていただいておりますように、すべては住民目線で、すべては住民とともにということで、住民本位のまちづくりを行っていきたいと思っております。そういったことから、さきほど来から議員がいろいろなご質問をいただきました。そういったことは本当に住民の皆様立場になってですね、例えば車の交通の問題とかそういったものも多々あるかと思えます。ですから、そういったものに対して配慮をいたしましてですね、この紀北町として1つの町として皆が生き生きと暮らせるような町にしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解とご支援をお願いしたいと思えます。

北村博司議長

以上で、世古勝彦君の質問を終わります。

---

北村博司議長

ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前 11時 02分)

---

北村博司議長

それでは休憩前に引き続いて、再開いたします。

(午前 11時 16分)

---

**北村博司議長**

尾上町長からさきほどの答弁の補足がございますので、許します。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員の皆様にお詫びと訂正を申し上げます。さきほど議員からご質問いただきまして、明記されていると、合併協定の件につきまして明記されているという質問に対しまして、私そのまま答弁を続けさせていただきましたが、合併協定には適地に定めると表現されておりますので、誤解を招く発言と考えられますので、お詫びをし訂正させていただきたいと思えます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

**北村博司議長**

それでは、次に5番 川端龍雄君の発言を許します。

**5番 川端龍雄議員**

平成22年6月定例議会、一般質問に参加します。5番 川端龍雄。

まず、紀北町の定住人口減少の抑制と雇用の促進として、町営住宅の整備と拡充、次に観光産業の推進、特に銚子川流域開発の促進をお尋ねします。

尾上町長におかれましては、町長就任以来早7カ月が過ぎ、さまざまな分野においてご奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

早速ですが、これより質問に入ります。現在、国内経済状況の回復の見通しもままならず、紀北町においては全くと言っていいほど現状回復の期待はされず、不況の煽りで働きたくても働けないといった雇用状況の悪さで、それに伴い生活の不安定等社会状況が一段と厳しい現状であります。このような現状がさらに続くのであれば、働き盛りの若者たちはこの土地を離れ、仕事を求めていかなければならず、何としてでも行政の施策で人口減少を抑制し、交流人口の増加を促進する事業計画に着手し、町民の皆様、近隣の方々、また県外からも足を運んでくださるような観光産業の振興を、この町に適していると思われませんが、現状においては大変厳しい雇用状況であります。町長は雇用促進をどのように考えているのか、お尋ねします。

この件に関連して、2点ほど質問をさせていただきます。昨年12月議会においても質問させていただきましたが、銚子川流域開発の件と町営住宅の老朽化対策について、町長にお尋

ねします。町長は本年3月議会冒頭の所信表明で、紀北町第1次総合計画の一端を示されました。その総合計画の中で住宅対策の推進で現状と課題として、住宅は生活の拠点であり、良好な住宅や多様化するライフスタイルに対応した快適な住環境の整備が求められている。そのため若者の定住促進や高齢者が安心して暮らすことができる良質な町営住宅の建設と、耐用年数を超える老朽化した町営住宅の建て替えを図る必要があると示しています。町長においても町営住宅の現状をご存じのことと思われませんが、老朽化がかなり進んでいて修理もおぼつかない状態の町営住宅があります。町長は今後どのような対策をお考えなのか、お伺いします。

次に、観光産業の推進についてお尋ねします。当紀北町においては豊かな自然に恵まれ、すばらしい豊富な資源がたくさんある地域であります。特に総合計画でも示されているように、銚子川流域開発においては高齢化の進展にも対応した癒しと健康をテーマとする温泉、温浴施設等の整備充実も図っていく必要があると締めくくっております。町長は昨年12月議会の答弁の中で、銚子川流域の開発は町民福祉健康のため前向きに取り組み、22年度予算で何とかしたいとおっしゃっていると回答になっております。このようなことから福祉健康の増進、高齢者の癒し、交流人口の増加、また活動人口の増加も加えれば、定住人口減少抑制につながることもなります。紀北町両区のバランスも考慮し、高速道路開通までに何と少しでも観光産業の推進に向けて取り組む姿勢を見せていただき、活力ある紀北町の発展に導いていただきたいと切に思うところであります。町長の前向きなご答弁を求め、以後自席にて再質問に移ります。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは川端議員のご質問にお答えをいたします。人口の減少は全国的に問題視されているところで、最近テレビ番組などでも少子高齢化に伴う日本全体がダウンサイジング、縮小していくことが懸念されているところであります。特にこの東紀州地域はその速度が非常に早くなっているのが現状であります。議員ご指摘のように、この地域では働く場の確保、その解決策の重要な要素になると思っております。

雇用の促進につきましては、これまでは企業誘致などに取り組んでまいりましたが、なかなか進まないのが現状であります。平成24年度に予定されている伊勢自動車道紀勢線の開通や、高速道路の一部地域で予定されております無料化の実験などにより、今後、この地域へ

の入り込み客の増加が期待されているところでございます。このように交流人口の増加はこの地域に一定の経済効果をもたらし、地域の物産販売の増加などによる地場産業の振興や、宿泊などによる観光産業の振興につながるものであると考えます。こうした地場産業、観光産業等の振興策に加え、企業誘致なども含めて総合的に雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、町営住宅の整備と拡充についてでございますが、現在、紀北町が管理運営をしている町営住宅は25団地の 312戸でございます。この中で公営住宅法上の規定により、耐用年数を超えている住宅は団地別では約50%の13団地、戸数別では約35%の 108戸でございます。これら耐用年数を超えた町営住宅は、昭和40年頃までに建設された木造平屋建て及び簡易耐火構造の住宅がほとんどでございます。この現状把握につきましては、先ごろも海山区内の老朽化した町営住宅を視察いたしました。議員がご指摘のとおり、修理もおぼつかない状態の町営住宅が存在していることを改めてこの目で確認し、管理者として入居されている方々に、大変申し訳なく感じたところでございます。これらの住宅は耐用年数を大きく超えており、抜本的な修繕は困難であります。必要不可欠な修繕は、当然行わなければならないと考えております。

議員がご質問の対策でございますが、耐用年数を超え、老朽化した住宅につきましては、紀北町第1次総合計画に示されたように、建て替えを図る必要があると考えているところでございます。これには現状を十分に把握すること、さらに若者や高齢者の方々がどのような住宅を望んでおられるのか、そのニーズを的確にとらえることが重要であると思っております。しかし、住宅建設の時期等につきましては、財政上の負担もございますので、十分慎重に検討をして議会にお諮りしたうえで、決定するべきと考えておりますので、何とぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、銚子川流域開発の促進についてお答えをいたします。

当町は豊かな自然に恵まれた地域であり、その中でも銚子川は町内外の方々が認める清流であります。近年、テレビ局等のメディアが銚子川を取材に訪れ、その透明な水の流れが報道されております。川の下流域で海水と混じるところで見られる水の層をゆらゆら帯と名づけ、他の川では、もうこのようなことは見ることはできないと言われていたようです。

また、10月には銚子川シンポジウムが開催される計画であり、清流銚子川の環境について多くの関心が向けられております。この貴重な地域資源である川を私達は後世へ引き継いでいかなければなりません。一方で、この銚子川流域には地域資源がいろいろとあり、熊野古

道馬越峠道、種まき権兵衛の里、キャンプinn 海山、便石山トレッキングコース等があり、これまで自然環境体験型の観光交流を推進してまいりました。

そして議員ご指摘のように、紀北町第1次総合計画・観光振興の項目の中で、現状と課題として、来訪者を本地域にいざなうとともに、滞在できる魅力あるまちづくりを積極的に進め、農林漁業体験や地元の人との交流がもてる地域密着の体験宿泊施設や、高齢化の進展にも対応した癒しと健康をテーマとする温泉、温浴施設などの整備充実を図っていく必要があります。このようなことから銚子川流域の開発については、観光客の誘致だけに目を向けて計画するだけではなく、町民の福祉、健康の増進も視野に入れ、また環境面にも十分に配慮した整備を多面的に検討していきたいと思っております。そのようなことを勘案したうえで、温浴施設の整備は今後の開発のひとつとして、検討が必要であると取り組んでいるところでございます。

そのためには広く銚子川流域の開発について、さらに多面的に調査をし、また多くの方々のご意見をお聞きする必要があると、町民の方々のご意見を聞く「くるまぎ会議」のテーマのひとつとして、銚子川の魅力アップを取り上げ、町民の方々のご意見、ご提案をお聞きしているところでございます。平成21年12月議会におきまして、平成22年度当初予算でなんとかできないかと、そのように思っておりますと述べさせていただきましたのは、私の基本方針であります項目、子育ての充実、スポーツ文化に親しむ環境の整備、教育環境の整備、健康寿命の延伸に対する支援、高齢者、障がい者のニーズに対応した施策などに取り組んでいきたいこと、またその中のひとつとして町民の福祉、健康のための銚子川流域の開発についても平成22年度予算において、何とか取り組むことができないかという思いを述べさせていただきました。

そのため平成22年度におきましては、銚子川流域の魅力アップのための取り組みを、まず「くるまぎ会議」におきまして、町民の方々から率直なご意見をお聞きしているところでございます。また、観光面だけの温浴施設の整備ではなく、町民の方々の福祉、健康にも重点をおいた計画を進めるための調査研究を行っていく予定でございます。

また、観光産業の推進に向けては、観光振興プランの中で掲げられている、人と自然に癒される「廻りのまちの」の実現を目指していきます。高速道路の延伸によるストロー化により通過されることなく、紀北町の町中へ入っていただき、古道ウォークや食事、魚まちでのまち歩きや銚子川での川遊び体験、各種のイベントや祭りへの参加、キャンプ場や民宿での宿泊、新鮮な魚介類のお買い物をされてから、帰っていただくというような町をめぐる

いただく仕掛けづくりなど、紀北町が目的地となっただけのような魅力あるまちづくりに向けて、町民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

まず、町営住宅の老朽化のことに關してお尋ねします。現在さまざまな老朽化がありますが、やはり今見ても特段ひどいというか、やはりいろんな場合においても漏電とか、そういうことの心配する、玄関でも取っ手がなかなか、つかんだらちぎれるような箇所も、前回常任委員会でも視察に行きましたけど、大変見て驚くような町営住宅もあります。今後財政のことも今、町長おっしゃいましたけど、やはりこれ、その前に人命のこともありますし、またその漏電によっていろいろ風向きによったら、やっぱり近隣の民家の方のかなり不安もあります。町長、そのことに対してはどのような対応をなさるんか、お尋ねします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、本当に大変老朽化した住宅があるのも事実でございます。ですから漏電等につきましてですね、今後調査をいたしまして、もしそういったことがございましたら、やはり命の重要さからも早急にその対策について考えてまいりたいと思います。

また、今後要望がありましたら、改善できる部分があれば改善していきたいと、そのようにも思っております。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

町長のその早急には、大変よろしいんですけど、これは是非、やはり町長の言葉重いもんですからね、是非実行していただきたいんですわね。万が一という言葉、こういうような不安なことがないほうがいいんですけど、自然の問題もあるし、やはりこの雨、これ台風になったときに、やはりこの留守のときに、またそういうようなことがありますとさね、大変なので、やはりこの町営住宅、私の今までの考えは、その雇用のあれではなしに、この人口減少の抑制に今まで効果が、特に海山区においては町営住宅もかなりありましたし、それがかなり有効というような私の考えですけど、町長はその辺は町営住宅のこれからの拡充というの

ですか、今、町長さきほどおっしゃいましたが、若者のいろんなどか、またニーズに合った、またこれから障がい者におけるバリアフリー等々ありますけど、やはりそういうような町営住宅の新しい建て替えというか、その場所とかいろいろ平屋とかありますけど、町長の今考えでは、どのようなお考え持って町営住宅を拡充するか、それとも減少をするか、どのようなお考えを、方針を持っていくおつもりか、お考えをお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

人命のこともありますので、漏電チェックとかですね、そういったものについては業者による調査等も考えられますので、直ちに調査に入りたいと思います。そういう方向で行かさせていただきたいと思います。

また、人口の減少にこの町営住宅はですね、私も結びついていると思います。それと今現在、大変この地方、さきほど議員もおっしゃったようにですね、大変厳しい経済状況でございます。ですから、なかなか家を建てることもままならないという状況が今後考えられるのではないかと考えておりますので、若者が定着するという意味につきましても、なかなか民間のアパートでありますと大変厳しい家賃ということもございます。そういったことも踏まえて調査研究してですね、今後どう取り組んでいくかということ、この公営住宅について研究してまいりたいと思います。

また、議員がおっしゃるように高齢者とか障がい者・児のバリアフリー化ですね、現在の公営住宅においては行われておりません。ですから、そういった部分、今後建てていくのであれば、そういったことも踏まえ、さきほど申し上げましたような木材の多用ですね、公共事業に対する。そういったことも配慮しながら、やはりこの問題については前向きに検討していくべきだと思っております。

**北村博司議長**

川端君。

**5番 川端龍雄議員**

町営住宅の問題はやはりプライバシーのこともありますけど、やはりこの漏電云々が大変危ぶまれているような状態ですのでさね、その十二分にプライバシーもいろいろ住民の方と、また住宅に住んでいる方とお聞きしてさね、是非その安全に住めるようにしていただきたいと思っております。

次に、銚子川の開発の問題ですけど、町長、さきほど銚子川のこれは観光とか目的だけやなしに、健康、福祉ということをおっしゃいました。まさにそのとおりで銚子川今の流域も、当然清流のままで、これは後世に残して引き継がなければならないのは言うまでもありません。町長ご存じのように、この平成20年度にできました、この今の銚子川流域温泉開発等調査研究ということは町長も存じております。この報告書においてもこれは皆、福祉健康の増進を視野に入れ、環境面にもまた十分配慮し、多面的に検討している資料であるということも、これにも明記しております。そういうことですから、これはあくまでも今のいう観光客を、観光を入れるだけのことじゃなしに、健康増進、福祉というような、この大きな多面的なこれあるもので、町長一回もう一度、これ再読していただいてね、ご検討していただければ十二分に参考になると思います。

それと12月議会にも町長は、その今の22年度というその前にも、町長はね、このようにおっしゃっておるんですよ。これは銚子川流域に関しては私は町民の福祉健康のためにも、銚子川流域を本当に何とか生かしていきたいと、この思いは海山町時代からありますって、ですから、これは前向きに取り組んでまいりますというように、これはさきほどの22年度の予算の前にも、ご答弁していただいた。今の町長のさきほどのご答弁ですと、ちょっとトーンダウンして、かなりそういうように思えるんですけど、これは私の勘違いだと思いますんやけど、町長その辺はどうでしょうかね。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

トーンダウンはいたしておりません。表現の仕方が少しおとなしくなったのかなという感じだと思いますが、基本的にはやはり銚子川の中に核となる施設がですね、要るのではないかという考え方持っております。それと銚子川やはり自然があつての銚子川ですので、そのところは十分に環境保全をしていきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

川端君。

**5番 川端龍雄議員**

今のご答弁聞いて少し安堵しましたですけどね、今後この来年度23年度においては、この24年度から第1次総合計画の後期総合計画に入りますわね。そうすると来年度23年度当初からそれに取り組んで作成するようにするのが必要と私は思います。その面に関して、それま

でに高速道路も25年度と言ってますから、やはりこれからいろいろ集客するに対しては、それまでに準備するというか、PRとかいろんなことをしなければならないと思います。今、財政の、もちろん財政をかんがみていろいろこれからできる範囲の、今のこれをこのままということは大変、この調査報告書のままという、これはすばらしいんですけど大変、私は私なりに何とかいけるとは思いますけど、町長の考えを少し健康ランドとか、健康福祉でというようなことで考えてますから、できれば町長いつごろさね、この開発事業にとりかかるといってお考えなのか、その辺ひとつお聞きします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

23年度策定予定の総合計画の後期基本計画の中で明記しながらですね、検討していく方向は必要があると考えております。そうは言いましてもですね、22年度、23年度とって合併当時から大きな課題であります庁舎移転問題、紀北中の建設問題等もございますので、それらも総合的に含めたうえでですね、計画を立てていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

そうすると23年度の、来年度の24年度の後期総合計画の中で、来年度取り組むということで理解してよろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

後期の基本計画の中にも上げてやっていきたいと思えます。またそれと22年度もですね、今年度も調査ということでいろいろな施設等のデータですね、それとさきほど申し上げました健康等をどういふスペースがあれば、そういったこともできるのかということで、担当課にはですね、調査は命じております。はい。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

是非、それまでに間に合わねば、やはりこの後期総合計画に入るとすれば、やっぱり重点施策にお入れになるか、その辺はどうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

温浴施設も含めてですね、この後、議員からもご指摘がございますが、し尿とか最終処分場、ごみの問題等もございますので、それらもどういった計画の中に入れていくのか検討していく、その大きな課題の中の一つだと思っております。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

是非、お願いしたいと思えます。

それと次に、これ一番大事なことで、今やはり雇用が大変厳しい。働きたくても働けないというような方が大変多い。耳にしますし、実際いろいろな方おります。やはり当町においては第1次産業が一番こう大切なことでありますしね、これ林業、漁業、農業、水産業とかいろいろありますけど、どれをとっても大事なことでありましてさね、漁業においてもいろんな獣害、鳥獣害いろんなのありますけど、やはり町長さきほどもいろんな校舎の問題で、いろんな林業のこと推進していかなければならないと言っていましたけど、これを雇用を何とかこれを抜本的にいろいろ検討していただいてね、できればそれこそプロジェクトチームでもつくっていただき、何とか少しでも活力ある町にね、していただきたいと思えますが、何かその辺の町長のお考えがあるかないか、ひとつお答えいただきたいと思えます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

林業、水産業等も含めて、これからいろんなところからサポートしながら、しっかりとしたその生業としですね、やっていけるようにしていくのが、私たちの、協力していくのが私たちの仕事だと思っております。ただそういう中で企業の方にもですね、最近、私企業回りもぼちぼち始めさせていただいております。高校を出た方等の新規採用もお願いしているような状況でございます。そして企業回りをすることによって、いろいろな企業のノウハウをいただきながら、行政としてどうすれば行財政改革にも取り組めるのかということで、今、

担当課といろいろと検討しながらですね、企業回りもさせていただいておりますので、できればその度にお話させていただいておりますのは、高校卒の新規雇用等をよろしく願いますということを、一言申し添えて回っているようなところでございます。

しかし、直ちに雇用に結びつくというのがですね、大変難しい状況でもあります。そして企業等も高校卒の子がほしいと言いながらも、今度は受けていただく方も少ないんやと、これが現実なんやというお話も伺っております。ただ、行政も漫然としているわけではございませんので、その林業、漁業等についても補助金等いろいろ探させていただきまして協力しながら、また企業等につきましても県や国の補助金事業がこういうものがございまして、もし何かあったらお使いいただいたらいかがですかと、そういうこともですね、こちらからも情報提供もさせていただいている。今現在そのような状況でございます。

北村博司議長

川端君。

5番 川端龍雄議員

最後に、町長、今の町営住宅の、確認がてらに町営住宅の件に関しても、その危険な箇所は担当課と、また一応調査して早急に手当するということと。銚子川の開発もダウンしてないと、前向きにまた進んでいただくということを確認しました。

また、特にこの最後の雇用の問題は、常々やはり生活に密接して大変今厳しいことは十分わかるんですけど、町で、この公のことでできる限りは少しでも、少人数でも、やはりこう何とか手を差し伸べていただいて、町民の安定と人口の減少の抑制をさね、施策でしていただきたいと思います。これで質問終わります。

北村博司議長

以上で、川端龍雄君の質問を終わります。

---

北村博司議長

少し早いですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 47分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

## 北村博司議長

次に、12番 平野隆久君の発言を許します。

平野君。

## 12番 平野隆久議員

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。少し風邪気味で声が出にくく聞き苦しいと思いますが、どうぞご容赦お願いいたします。

今回、私の一般質問は、小学校施設耐震補強事業と、紀北中学校改築に伴う仮校舎設置事業と、紀北中学校改築事業の3点についてであります。

最初に、東小学校、西小学校、三浦小学校、船津小学校、引本小学校の5校における小学校施設耐震補強事業についてであります。今回、これら5校の耐震補強工事を施工することによって、紀北中学校を除く当町のすべての学校施設の耐震補強が終わるということがあります。これらの事業を施工するにあたり、まず第一に考えなければならないことは、生徒の安全性についてだと思いますが、工事期間中の生徒の安全性の確保をどのように考え、対処しているのかと。

また、それがどのようにタイムスケジュールに反映されているのか。

また、各学校関係者から安全性を含めたいろいろな要望が出ていると思いますが、それらはどのようなもので、どのような話し合いがなされ、どのように対応したのか。

また、東小学校における仮設校舎ですが、具体的な場所と規模の説明をお願いします。

続いて、紀北中学校改築に伴う仮校舎設置事業と、紀北中学校改築事業についてですが、これについて改めて時系列で説明させていただきますと、前奥山町政が進めてきた紀北中学校を尾鷲高等学校長島分校跡地に移転するという計画を、尾上町長は今年の1月28日の全員協議会において、紀北中学校現地での改築案に変更したうえ、尾鷲高等学校長島分校の管理棟に本庁舎を移転するため、管理棟を平成23年度に改修し、1年半程度かかる紀北中学校の改築期間の仮校舎として、尾鷲高等学校長島分校の耐震化のされていない特別教室棟を利用すると、まずは提案してきましたが、その場において各議員から耐震化されていない

特別教室棟を中学校の仮校舎として生徒に1年半も使用させることは危険であるとの反対の声が多数出てきました。

そのため再度2月5日に全員協議会が開催され、今度は尾鷲高等学校長島分校の管理棟を中学校の教室棟として特別教室棟も含め、尾鷲高等学校長島分校のすべてを仮校舎として使う。そのため本庁舎の移転は紀北中学校が新校舎に移動後の平成24年度に改修し、25年の初めに移転すると提案してきました。そしてその提案どおり3月定例会の平成22年度の当初予算において、紀北中学校改築事業費の設計管理委託料の2,657万1,000円を計上してきました。その3月定例会において大いに議論された結果、緊急性を要する生徒の安全性の確保をまず第一に考えるべきであるということや、庁舎問題も含んだ施策であるという町長の考え方も考慮し、何とか13名の賛成者議員により、紀北中学校改築事業費の設計管理委託料が可決されたという経緯がありました。

町長となって初めての町長肝入りの重要施策が、あのような状況で何とか可決された結果を尾上町長は今も忘れたわけではないと思います。仮に否決されていたならば、完全に町長に対する不信任案であります。その後5月21日の全員協議会において、尾鷲高等学校長島分校の仮校舎設置事業費を、この6月定例会で上程するという事で説明がされましたが、その際にも給食室の改修や給食リフトの設置、1年生の教室が4階になるとのことで、弊害等が議員から問題視され、全員協議会が議論で紛糾しました。その結果1年生の給食の負担軽減に関しては2階に1年生のランチルームを設けたいということで、6月1日の全員協議会で報告されました。そしてこの6月定例会の補正予算で紀北中学校仮校舎改修事業費1,447万8,000円を上程してきました。私はおおむねこのような経緯を経て、現在に至っていると理解しております。

この紀北中学校改築事業はさきほど申しましたように、尾上町長自身が独自でPTAや地元関係者の意見を聞いたということで、尾鷲高等学校長島分校跡地に移転するより、現地改築が良いと判断して行った町長肝入りの重要施策であり、前町政が議会の議決を得て進めていた施策を、あえて尾上町長が自分自身の考えで方向転換して行った施策であります。しかし、住民の声として現地での改築をせず、尾鷲高等学校長島分校跡地に移転すべきだったという声が、いまだに根強くあるのも事実であります。既成事実であった施策を方向転換したのだから、住民の方々や関係者の方々の中に、尾鷲高等学校長島分校跡地に移転すれば良かったのにと、いまだに思っている方がいても当然であります。

私が言わなくてもわかっているとは思いますが、だからこそ今、尾上町長が理事者として

すべき大事なことは、尾鷲高等学校長島分校跡地の仮校舎のできる限りの不便さの解消、仮校舎で卒業を迎えなければならなくなった生徒への心遣い、そして現地で建設される新校舎の授業環境の充実、新校舎の現施設以上の機能確保、少なくともこれらが完璧にできて初めて町長の思いによる肝入りの重要施策が、住民に評価がされるというものであります。

しかし、これらに関し、以前から考えていて当然のことであると思われるのに、私は今まで議会や全員協議会等でこれらに関しての町長の言葉を聞いた覚えがありません。だからこそ、私にはこの施策に対する町長の意気込みが全く感じられないのも事実であり、それが残念でたまらないのであります。私も3月の当初予算を賛成した者として、この施策をより良いものとする責任があり、熱い思いを持ってこのことに対してかかわっているつもりであります。町長には少なくとも私以上の情熱、意気込みを持ってこの施策を遂行すべきであると思っております。これらの私の町長に対する感じ方に反論もあろうかと思います。むしろ反論があって当然であります。反論すべきであると思っております。是非、町長より反論答弁をお願いできればと思います。

それでは、あと改築に伴う仮校舎と改築事業と共通している質問として、2月5日の全員協議会でスケジュールが提示されましたが、そのスケジュールどおりに進められていると理解してよいのか。

また、学校やPTAからの仮校舎の要望に対し、どのような話し合いがなされ、どのように対応しているのか。

また、改築に伴う仮校舎については、5月21日の全員協議会での安全性への確保の説明が不十分だったので、改めて具体的に示してもらいたいことと。

移動の具体的なスケジュールが説明されなかったが、どのような計画になっているのか。

また、紀北中学校改築事業については、グラウンドの水捌け等を考慮した土壌改良はどのように考え、どれぐらいのグラウンドの広さを考えているのか。

また、2月5日の全員協議会のタイムスケジュールでいくと、平成24年4月には新校舎が完成し4月に生徒が新校舎に移動するとなっているが、体育館の完成は10月になっている。そのとおりと理解してよいのか、答弁をお願いします。

通告書には質問の相手として、町長ほか教育長、関係課長と通告してありますが、このあと行う自席にての関連の質問の内容によっては、答弁を求める相手について、その都度指名させていただきますので、私のこの壇上での質問に関しては、議長をとおして事前に通告書で通告してありますし、それを基に町長は事前に各関係の課と打ち合わせをしているはずで

あります。この壇上での質問に対する答弁は、町長からのみの答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。あと関連につきましては、自席にて行います。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

平野隆久議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校施設耐震補強事業についてであります。我が国は地震大国といわれるとおり、度々大震災に見舞われ尊い命が犠牲となってきました。しかし、最近では国内だけでなく、海外でも大きな地震が発生しており、中国の四川大地震による校舎倒壊による大惨事は記憶に新しいのではないのでしょうか。国といたしましても、この大惨事を教訓に、平成22年度を限度として新たに地震防災対策特別措置法を制定し、市町村に対して児童生徒の命を守るため校舎の耐震化を進めることを求めています。

紀北町といたしましても学校施設耐震整備計画を策定し、その計画に基づきまして早急に耐震化を進めているところでございます。今年度においては4億8,350万円の事業で、東小学校、西小学校、三浦小学校、船津小学校、引本小学校の合計5校の施設耐震補強を行います。そのタイムスケジュールといたしましては、6校とも6月下旬から7月上旬に工事の入札を行いまして、その後、工事請負契約の締結を行う予定でございます。

耐震補強工事といたしましては、着手は5校とも児童の安全と授業の妨げにならないよう夏休みに入る7月下旬から工事にかかりたいと考えております。まず東小学校につきましては7月下旬から8月上旬にかけて仮校舎を建設して、完成しましたら移転を予定しております。管理棟及び校舎の一部につきましては、夏休み中に完成する予定でございます。また9月から翌年度の2月にかけて、残りの校舎棟の補強工事、及び全体の防水工事、外壁工事など実施する予定でございます。

次に、西小学校では、7月下旬から耐震補強工事に着手し11月には完成する予定となっております。

次に、三浦小学校では、教室棟の耐震化補強工事を夏休み中に完成する予定でございます。

次に、船津小学校では管理棟が敷地の中央に位置しており、その両端に教室棟と体育館が配置されております。そのため児童が体育の授業を受けるにあたっては、教室棟から管理棟を経由して移動をしておりますことから、まずは移動の手段を確保するために管理棟の一部の耐震化補強工事を行います。その後、管理棟の残り部分と教室棟の耐震化補強工事を行い

12月に完成する予定であります。

次に、引本小学校では、7月から翌年度の2月にかけて新館、本館の耐震補強工事を行います。これで5校すべてのスケジュールをご説明させていただきました。できるだけ早く子どもたちの安全を確保するために、どうしても工事が夏休み後も続けざるを得ない状況であるため、可能なかぎり授業に支障をきたさないようにするために、騒音が発生しやすいはつり工事等につきましては土日に作業を行い、さらに工事作業員の動線と児童達の動線が接することができないように仮設バリケード等を設置して、児童達の安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、耐震化補強工事に係る児童の安全性の確保については、工事の施工にあたっては、十分児童の安全を図り、安心して学習ができるよう対応していきたいと考えております。

現場からの要望についてでございますが、特に強いと感じた要望について述べさせていただきますと、各学校とも校舎建築から数十年経っており、経年劣化からどうしても雨漏りが発生しております。そのことから雨漏りを止めるための防水対策をしてほしいとのことや、学校によっては電気容量の増大と照明器具の取り替えの要望をお伺いをいたしております。これらの要望につきましては、それぞれ各小学校と協議を行い、十分に現場からの声を取り入れて予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

次に、東小学校の仮校舎については、当初グラウンドへの設置を検討しておりました。しかし、給食調理室と相当離れてしまい食材を野外へ運び出す必要があること、またグラウンドに仮校舎とともに仮設のトイレを設置する必要があることから、計画を変更することといたしました。これらの問題に対応するために、学校とも協議いたしまして、最終的に仮校舎を現在の校舎の正面玄関前の空き地に設置することといたしました。規模といたしましては、約300㎡の空き地に1教室、約53㎡の4教室の仮校舎を設置いたします。

次に、紀北中学校改築に伴う仮校舎設置事業についてお答えいたします。

まず、タイムスケジュールにつきましては、平成22年2月5日の全員協議会で説明させていただきましたが、再度ご説明をさせていただきます。今回6月定例会に上程いたしました紀北中学校仮校舎改修事業の予算をお認めいただければ、仮校舎改修工事の入札を7月中旬から下旬にかけて行いまして、その後、工事請負契約の締結を行います。

工事内容といたしましては、8月上旬から給食調理機器移設工事、給食調理場設置工事及び内部、内装改修工事等を行います。工事期間は約1カ月を予定しております。

次に、安全性の確保についてであります。すでに耐震工事が完了している旧尾鷲高等学

校長島分校の管理棟、普通教室棟を中心として仮校舎として利用することは、耐震化がなされていない現紀北中学校から1日でも早く安全な校舎へ移転していただくことを考えており、今回上程いたしました紀北中学校仮校舎改修事業で、生徒たちが安心して学習ができる教育環境を整えてまいりたいと思っております。

また、特別教室棟につきましては、入口に扉を設置し、生徒が授業等で使用する以外は、立ち入りを制限いたしたいと考えております。

次に、現場からの要望の対応についてであります。学校関係者とも協議を重ね、保護者の皆様からの強い要望がありました学校給食の提供、2階以上の教室については生徒の安全、事故防止のための手すりの設置を行うことなどについて、これらの要望につきましては、今回上程いたしました紀北中学校仮校舎改修事業の予算をお認めいただければ、対応いたしたいと考えております。

次に、移動における負担軽減についてであります。紀北中学校から旧尾鷲高等学校長島分校への移動につきましては、学校側とも協議を行い、授業がない夏休み中である8月を予定しております。学校備品等の整理につきましては、8月上旬に先生方で整理を行っていただき、先生方で運べる程度の備品などにつきましては、事前に旧尾鷲高等学校長島分校へ移動していただきますが、大型の書籍の棚や金庫など移動に困難を伴うものについては、専門の運送業者に依頼したいと考えております。

次に、紀北中学校改築事業についてお答えいたします。

まずはタイムスケジュールについてであります。紀北中改築事業のスケジュールにつきましては、平成22年2月5日の全員協議会で、このことについても説明させていただきました。今定例会の行政報告で紀北中学校改築の実施設計業務につきましては、設計案を決定する指名型設計競技方式、コンペ方式で設計業者を選定する方向で業務を進めており、平成22年度で基本設計、実施設計を行います。業者の決定は8月中旬を予定しております。年度内には実施設計が完了する予定でございます。

改築については、平成23年度、平成24年度の2カ年事業で改築を予定いたしております。

次に、現場からの要望の対応についてであります。平成21年12月4日に紀北中学校PTA会長、学校長連名で要望書をいただいております。要望書の主な内容でございますが、生徒のために1日でも早く安全な学習環境を確保してほしいとの内容ございました。

次に、グラウンドの改善についてであります。校地の有効利用で本校舎及び屋内運動場の配置等により、安心して運動ができる屋外運動場の配置と排水等を検討したいと考えてお

ります。

次に、体育館建設についてであります。平成22年2月5日の全員協議会で説明をさせていただきました紀北中学校改築スケジュールでは、新校舎完成が平成24年4月、体育館は平成24年10月となっております。しかしながら、生徒たちの工事中の安全面や体育館の授業等の学習面を考えた場合、校舎、体育館の同時期での完成が望ましいと考えてはおります。したがって、財源等の調整を早急に行い、前向きに検討をいたしてまいりたいと考えております。以上です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず、いろいろですね、仮校舎は仮校舎ですね、卒業しなければいけないという点についての思いですね。確かにこの仮校舎を使う間、子どもたち、生徒たちに対して本当に迷惑をかけると思いますが、安全を図るためにその勉強をする環境、それからクラブ活動ができる、そういった環境の整備には十分配慮していきたいと思います。

また、私の情熱と言いましたが、やはり私がこの3月定例会で変更案を出させていただいておりますので、その点については熱意を持ってですね、子どもたちのことを考えてやっていきたいと思いますので、どうかその点をご理解いただきたいと思います。

**北村博司議長**

平野議員。

**12番 平野隆久議員**

自席にしての質問のあとさきがちょっと何かわからんのですけども、今、町長にね、壇上でその私の町長の考え方に対して反論があったらということで、今それが最後に述べてもらったことだと思うんですけども、僕の言うておるのは、これからそういう情熱を持ってやっていくんだということではない、それは当たり前のことであって、僕は壇上で言わせてもらったのは、今までにもこういうことを考えてやっておくべきやったんじゃないかと、町長本当に考えておるの、ということは僕は感じられなかったと。

ところが、あなたは持っているんだったら、私は持っていましたと、今までこうやってしてきたんですよということを反論してくださいということを言いたかったんです。今の答弁では私の言うておる意味を理解してもらってないと思いますので、再度その辺についてだけまず、答弁お願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の質問の趣旨を取り違えておりまして、誠に申し訳ございません。今までもですね、情熱を持って取り組まさせていただいております。日常業務の忙しいときは教育長をはじめ、学校教育関係者とともに土曜日、日曜日を問わず、いろいろと議論してきたつもりでございます。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

今回、壇上で僕がこのことを言わせていただいたのは、やはり僕が今壇上で言ったように、僕らも熱い思いでやっておる。町長も率先してそれをされた方なんやで、僕ら以上にね、こうなんやという気持ちをもっと出すべき。やっぱりだから子どもたちのために、だからそういうことは僕は感じられなかったもんでね、そういうことを言うた。見解の違いもあるし、性格の違いも多分あると思いますもんで。ただ、やはり町長もそういう気持ちを相手に伝えていくということも大事ですんで、その点も今後考えていただいて、そういう気持ちをますます持ってやっていただきたいと思いますんで。

それではまず小学校の耐震補強事業についてなんですけど、生徒の安全性も考えるのなら、本来なら少しでも生徒にかかわる部分ですね、かかわる部分、前教室棟のほうを先に、夏休み中に早いところしたほうがいいんじゃないかなというふうな気持ちがあるんですけども、東小と船津小学校についてはまず管理棟からやっていくと、今町長の壇上の説明では船津小に関しては教室棟と体育の間に管理棟があると、体育館にスムーズに行くようにまず管理棟からしていくというふうに説明されたんですけども、そのとおりでよろしいんですね。その説明がなかったんでね、今まで。何でその生徒が入っている教室棟からして、少しでも夏休み中に早くしないかなという疑問がありましたもんで、船津小については今説明されたんですけども、東小については説明されていなかったんですけども、東小については、まず管理棟からという意味を教えてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東小学校のことにつきましてはですね、図面がないとちょっと説明しづらい部分もあろうかと思うんですが、担当課のほうがですね、こう十二分に学校側と協議しておりますんで、そちらから答弁させてよろしいでしょうか。担当課でお願いします。

**北村博司議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

はい、ただいまの議員のご質問なんですけれども、まず管理棟からなぜするんかということと、また本校舎のほうの一部ですね、資料室と教室棟の間を仕切りまして、赤羽側から実施するわけなんですけども、その件につきましては夏休み中に、その補強工事が終了するということでございます。管理棟と校舎棟の部分につきましては。それで完成いたしましたら、補強が終わりましたら、その後本校舎に入っております。片上側の教室の生徒なんですけども、児童をこちらというのですかね、夏休み中に補強できました校舎のほうへ移しまして、安全を確保いたしまして、それから本校舎のほうの残り部分を補強工事をするというものでございます。はい、以上でございます。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

私の質問は、管理棟が早う終わるものでどうのこうのじゃなくて、僕は最初に言うたでしょう。安全性を含めてやっぱり考えてくれということを行っているわけじゃないですか。だから教室棟からちょっとでも早く、教室棟からしたら早いところ終わって、授業も安全性に進むんじゃないですかという今、質問しておりますんで、今、課長からそういう答弁だったんですけども、町長は課長から説明さすということだったんですけど、僕はその基本的な、町長がなぜこうしておるんだということを、やっぱり把握しておくべきだと思うんですよ。

だからね、こういう工事をするときには、こういう安全性をまず考えてやっておるんだと、だからこうなんだという説明が、町長からあってしかるべきやと思うんですけども、今、課長からということで、課長の答弁、今もう受けたんですけどね、基本的には課長では答弁できんと思うんですわ。だから町長として、だからこういうこと考えてこうしたんだよという気持ちを言うてほしいんですわ。僕の気持ちとしてはね。はい。

**北村博司議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

学校側と協議したのがですね、学校教育課及び教育長でしたので、向こうへ答弁をお譲りしたんですが、今言いましたように管理棟のほうを直すことによって、そちらのほうを利活用しながら夏休み後の子どもたちの安全を図っていきたいということ、管理棟と仮校舎を建てる方向のほうを先に直しましてですね、あとの部分のところを教室棟のほうをなぶっていくわけなんです、管理棟を教室棟として使うことによって緩衝の教室ができてまいります。その一つずつ緩衝の教室を使って工事中の騒音なんかを防ぎつつ、子どもたちが安全して移動できるスペースをつくるためには、管理棟のほうから工事をしたほうがいいのではないかと、学校側との協議の結論でございます。

## 北村博司議長

平野議員。

### 12番 平野隆久議員

私の今回の質問はね、すべからく基本的にはそういう考えなんですわ。何をこういう施策をすることによって、何をまず考えやないかんか、次の紀北中学校のことにしてもそうですけどもね。基本的に教育委員会が学校側と進めたもんで、私はどうの、わからない部分があるもんでじゃなくて、やはり理事者ですね、全体的な把握はやっぱりしておくべき、細かいことは課長しかわからんとか、教育長しかわからんというのはわかりますよ。ただ、全体として考え方として、やっぱり町長自身がきちっと持ってほしいと、そのことに対しての質問ですんで、その点をよろしくお願いします。

あと、東小学校のほうの仮設校舎ですね。これ給食の配膳の関係があるんで、近いところに仮設校舎を建てると、あの場所がええということでききほど説明受けたんですけど、これ特別教室で視聴室とか何とか言われましたよね。普通の教室じゃないんですよ。特別教室で食事を食べるんですか、今までもそうやってしておったんですか。これじゃないです。今ちょっとはっきり聞こえなかったんですけど、この特別教室、その仮設校舎というのは視聴室、特別教室棟でしょう、多分。今何かそう説明されたと思うんですけど。

それ以前にその、教育委員会関係も言いよったんですけど、確か配食の配膳の関係があるんで、近くのその場所に建てるといふふうに聞いたんですけども、特別教室棟なのにそこで食事するんですか、そこへ弁当運ぶんですか。ちょっとそのところの説明ちょっとわかりにくいんで説明お願いします。

## 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

いえ、これあくまでもこれ特別教室棟ですので、給食自体は教室で食べるということでございます。ただ前案ですね、前案の最初の離れたところへ10クラス程度つくると、最初言っておったと思うんですけど、そのときだと不都合が生じるんじゃないかということだと思います。そういうことで学校側と協議して、この今説明させていただいたような改築方法をやっていくんじゃないですか。ちょっとそのこのとこ、また学校担当から。

#### 北村博司議長

学校教育課長。

#### 世古雅則学校教育課長

ただいまの議員のご質問でございますけれども、確かに、さきほど給食調理室と相当離れてしまいますので、給食業務に差し支えるということで、当初説明させていただきましたのは、グラウンドの鉄棒側ですね、片上側ということで説明をさせていただいたわけなんですけれども、そういう今の給食のような問題と、仮設トイレの問題がございました。それで玄関正面の付近に仮設校舎を建てるというふうになったわけなんですけれども、その後さらにですね、学校側と協議を進めてまいりました結果、学校側の要望等で生徒が仮設教室へ入るよりも、できたら特別教室をもっていったほうが良いというような内容になってきておりました。そういうことで、そのこの説明のほうが少し当初の話から飛んでいってしまっておりますので、最初の話、それからまた今の現在の話とは若干違ってきておりますので、ご了解のほうお願いしたいと思います。以上です。

#### 北村博司議長

平野議員。

#### 12番 平野隆久議員

僕はここで長いこと質問する予定でなかったもんだからあれだけど、これね課長、基本的に教民の視察のときにね、5月の終わりやったかな、あれ行ったときに現地でグラウンドに建てますという話で、それでその説明受けて仮設校舎をね、現地のグラウンドへ川添いのとこへ、それで6月、今度それじゃ説明不足ということで、教育民生開いたときに、今度はあそこじゃなくって、この玄関口になりましたよという話で、それでそれは何でかというたら、配食の加減あるもんでと、それで今度は特別棟で、あのときは教室、あのときから特別棟やったんでしょう。僕はそうやって聞いておったんやけども、そやけども、今度はあのときは

教室やったけども、今度は特別棟になったもんで給食せんでもええと、そやけども配膳の加減あるもんで、今も町長は配膳の加減あるもんであそこへ建ててるって、それじゃ通じんでしよう、お話が。一貫性がないじゃないですか。

だから、こういうことなんでも大事なことで、もう工事かからなあかん時期でしょう。これがコロコロ、コロコロ、今の時点でも変わっているのやったら、とてもじゃないけど、これはおかしいですよ。一貫性を持ってちゃんと、あのときはこうやったけども、こうこうなったのでこうなると、今はこうなってますと、きちっと言わんと、コロコロ質問するたびに変わっておったら、課長と町長との話でも言うことが全然違うじゃないですか。僕はこれ通告しておるんですよ。事前に話があってしかるべきでしょう。今の答弁でも今のでも違うじゃないですか。おかしいじゃないですか。

**北村博司議長**

ちょっと調整してください。担当課と理事者と。ちょっとわかりにくい。教民の委員長がわかりにくいと言うんやんで、ほかの方は余計だと思ふんで、ちょっと明解に整理してください。

---

**北村博司議長**

着席のまま休憩します。

(午後 1時 33分)

---

**北村博司議長**

ちょっと調整にかかっていますんで、暫時休憩します。

10分間休憩します。

(午後 1時 38分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 55分)

---

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

平野議員、先ほどの答弁等がですね、議員のおっしゃっている質問とくい違っておりました、誠に申し訳ございません。まず最初にですね、東小学校のその仮校舎の点からお話したいと思います。まず最初にできた案としましては、片上側に教室棟を10クラス程度建設する予定でございました。しかし、その後、学校側と協議する中で給食やトイレの問題等が浮き出てまいりました。そういった中で、現行の教室棟等の中で、教室の中で給食を食べていただいたほうが安全ではないかとか、トイレがですね、現行のまま使えるというような事情がありまして、場所といたしましては、さきほど申しましたように緩衝教室等を置きながら、現行の教室棟等で授業を行っていくと。

そして仮校舎といたしまして、さきほどの片上側と反対のほうですね、正面玄関前にございます空き地のほうに、特別教室棟を4棟付けさせていただきます。この理由といたしましても、さきほど言いましたように児童生徒が安心して、この教室棟と行き来ができるように近くトイレ等にも配慮した位置配置となりますので、学校側と協議のうえ、こちらに今図面を示させていただいたような配置になったような次第でございます。説明不足で申し訳ございませんでした。

北村博司議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

わかりました。ちょっとくい違いがちょっとあったもんでね、僕の勘違いの分もあったのかも知れんし、またくい違いの部分あったんです。やはりこの答弁は一貫性をもって説明していただきたいと、今後においてもよろしくお願いします。

それでは中学校のほうの今度は仮校舎の関係に移らせていただきます。仮校舎のほうに、

全員協議会の説明では、中学生の授業は2学期から仮校舎で行うと、町長は説明されておりますね。2学期の初めからもう始まるようにすると、スケジュールからいくと仮校舎の改修工事が7月からとなっておりますけども、この予定で大丈夫なのか。さきほどの方の、ちょっとほかの方のときもそう、大丈夫だという話はされておったと思うんですけども、本当に大丈夫なのか。給食室の改修は1カ月ぐらいかかるというけど、さきほどの説明されておったんですが、本当にこれ大丈夫なんかなとちょっと心配しますもんで、この議会が終わってどういうふうに進んでいくのか、そうすることによって本当に大丈夫だよと、やっぱり改修工事がきちっと夏休み中に終わらんと、9月初めから給食はどうなるんやということになりますんで、そこら辺綿密にこうなるんですよという、きちしたスケジュールを踏まえて説明をお願いしたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員の心配されることはごもっともだと思います。ですから、特に給食室の改修等はですね、やはり時間のかかるものだと思っております。ただ、ほかのところにつきましては既存の部分が使えの部分が大変多いこと、トイレ等のドア修理とか、そういった手すりの修理ですので、こちらのほうは十分できると思います。また給食も9月から始まるということですので、これはもう是非とも間に合わすよう、精いっぱい努力をしてみたいと、そういうことでございます。

**北村博司議長**

平野議員。

**12番 平野隆久議員**

僕の今言うておるのはね、スケジュール的にいつこうして、こうしていくんですよと、間に合うようにします。頼むよ。あっわかりましたというのじゃなくってね、だからこういうスケジュールでもってこうやってやるもんで大丈夫だよというふうな答弁を、本当はほしいんですわ。だからできるよということじゃなくて、だから例えばの話ですよ。この議会が終わったら議決終了後にすぐにもう発注かけると、だから7月中にはまず給食室のほうはかかって、手すりのほうはできるのやったら、先に手すりのほうかかっていくのかという、そういうようなスケジュールがあって、だからこう大丈夫ですよということを示してもらわんと。

結局、僕言うのは2月5日の全員協議会でスケジュール示されましたよね。その後、紀北

中学校の仮校舎についても何回か全協があったんですけども、それとスケジュール的なものは何も示されてないと、本当にあの2月の5日のままでそのとおりやっておるんかと、本来でしたら、それが今経過が進んでいるはずだから、もっと詳しいスケジュールが出てきて当然だと思うんですけども、そのスケジュールには何にも示されてない。だから2月5日の僕らは、2月5日の示されたスケジュールをもとに、こういうふうにやっていくんだね、大丈夫なのというふうに疑問を持ってしまう。その答弁、その質問に対して町長は大丈夫ですよ、こうこうこうこうするんですよという明確な答弁をして、だから大丈夫ですよということ言うてもらわんと、今みたいな話でちゃんとしますよというんでは、本当にええのという話になってくるんですよ。町長はちゃんと説明している言ったらそれまでなんですけども、だから僕の今の求める答弁としてはね、この議会終了後すぐかかって、もうすぐやりますよと、そういうことでいいんですか、どうなんですか、このちゃんとスケジュール的に説明できる範囲であつたら説明してください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、基本的にはですね、こちらで議決していただいて、この定例会終わって、それから県議会のほうでも議決していただかんと、手の付けられない事業でございますので、その後直ちにかかっていきたいと思いますが、こちらも最終日が18日で、この予算をお認めいただくという形になりますんで、いただければと私としては思っております。

それと、また県議会のほうの予定がどうなの。買ったあとに、だから仮校舎の入札を7月中旬から下旬に行いたいと、そして入札を行ったら直ちに直せるところは直しながら、さきほど言いましたように、移動等につきましても8月上旬に先生方に整理していただいて、お盆をはさんで移動、大きな移動をすると、それと9月の前から8月下旬ですね、下旬にはその授業にかかるためのいろいろな細かい準備を、先生方していただくというお話になっていると思います。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

だからね、僕最初から、今もう間際の話じゃないですか。そやで、県議会の議決と同時にやっていますよと言うておって、県議会いつやったということはさ、考えてなかった。考

えていたのって、ちゃんとそれは。だからそういうふうな不安感を僕ら感じてしまうわけですよ。だからきちっとした本来だったら詳細なこうスケジュールがあってええわけなんですけど、そういうのが整理されてない。今質問したら県議会と議決一緒に、もうたらのこのやけど、県議会の議決はいつやったってと、そしたらこれ終わったらどうのこうのと、本当にちゃんと考えてくれておると、本当にそれでできるの、給食室は。というふうに不安を感じてしまう。だから僕が答弁、結局こういうことも答弁求めているわけじゃないですが、通告書で。だからある程度答弁できるように、やはりきちっとした答弁できるようにね、即座にね。していただきたいと思うんです。どうですか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

私はもうできるというような前提です、お話をさせていただいておりますので、答弁だと思っております。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

噛み合わない質問しておってもあれなんですけど、町長が思っておっても、周りの者が感じなかったら意味ないということだけ覚えておいてください。

それでは次なんですけども、例えばですよ、仮校舎へ入りますよね、町長、仮校舎に入りますよね、生徒が。そうすると今の時点でいろんなこういうことがあったら、こういうふうにしたほうがいいよということ、いろんな話をして、できる限りの、言うたら対策をして仮校舎に入ってもらうことが今、やっておると思うんです。ね、町長。だから、ただそういうふうにしたとしても仮に入ったあとでね、やっぱり初めての特殊なケースですもんで、入ったらやっぱりここはこうやったという話も出てくる可能性もあると思うんですけども、そのときはやっぱりある程度、対処していただくということを念頭においてやってほしいと思うんです。ここで決まったからもう無理だよということじゃなくって、やはりその生徒が今度入ったけども、やっぱりこういうところは不便で、授業に差し支えるよとかという問題が出てくると、また困った話も出てくると思うんで、町長の考え方として、その点についてどう思われてますか。

**北村博司議長**

尾上町長。

尾上壽一町長

私は議員おっしゃるようになりますね、いろいろな問題は動いていると思います。動いている中ではですね、やはりいろいろ不具合も生じてくることも多々あるかと思いますが。これはこの仮校舎の問題だけじゃなしに、行政全般が日々動いておりますので、それに対応しての対処はやっていかなければいけない。特に子どもたちの安全安心の部分につきましては、特に変更すべきところは学校側と協議しながら、あればしていきたいと思います。

北村博司議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

そういうで紀北中学校の仮校舎の件については3点、今質問させてもらったんですけども、給食室の工事等含めて必ず9月の新学期には間に合わせてもらうということを、まず今約束していただいたことと。

それからあとスケジュールですね、まだ2月5日からまだされてないんですけども、ある程度スケジュール、もう少し具体的なスケジュールわかりましたら、やっぱりつくっていただきたいと思いますので、その点もお願いしたいのと。

今最後に言うたように、仮校舎入ってから不備な点が出てきたら、早急に対応してもらうという、この3点一応約束していただけるということに理解してよろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、その点につきましては私もきちっとやっていきたいと思います。また、スケジュールにつきましてもですね、これから具体的に日程も出てきますんで、これご可決いただいたら。そのときにはお答えできるように、はい。

北村博司議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

それでは続いて、紀北中学校の改築のほうへちょっと移らせてもらいます。これも2月5日のスケジュールですね。これしかないもので、僕これに基づいてちょっと質問させていただくんですけども、この紀北中学校の改築で、平成22年の3月から平成23年の6月まで空

白な時期がありますよね。これはどうしてこの空白な時期が出ているのか。できるだけ早いこととしていただいたら、早いとこ生徒が移れるんじゃないかなという単純な考え方で、空白な時期は何でかということの説明していただきたいと思います。これ課長でもいいですよ、町長、課長でもいい。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

課長、ここら辺大丈夫ですか。その予算の成立等その他もありますが、答弁できる。

2月の5日のスケジュール、4、5、6が空白だという点ですね、3月からね。これは基本的には3月定例会におきまして改修工事費等お認めいただいて、ご可決いただかんと進めませんということでございます。

**北村博司議長**

実はちょっと理事者側にご注意申し上げますけれども、この紀北中の改修問題というのは用地は総務課、用地取得は総務課ですね。用地取得は。長島高校の跡地はね、やっておるんでしょう。それと改修工事のほうはね、仮校舎。それでそっちが学校教育とか、工事発注は財政課、各課にまたがっているんで、町長、総合調整権を持っているのは町長だけですから、今は助役、副町長不在ですから。日常的にきちんとその調整をして、統一した見解、お答えいただくようにしてください。スケジュールもきちっと作らせてください。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本的にはですね、3月では予算をきちっと認めていただきますということですね。それから入札をして工事の請負締結のまた議決をいただかんなんですね。そういったスケジュール等からして、この空白地帯であって、これはもうもちろん皆議員の皆様もご心配しているように、1日でも早い完成を目指したいと思いますので、一応、ここの部分を開けさせていただいておりますが、1日でも早く進めることができるならば進めていきたいということでございます。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

今の3月の議会の議決を得てからという予算ということですね。ここらがちょっとようわ

からんですけれども、12月の議会で予算は認められました。どういうわけ、3月やないとあかんということ、それちょっと説明してもらえますか。ようわからんやけど、3月の議会やないとあかんのですか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

ちょっと担当課から。

**北村博司議長**

学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

すみません。この22年度の3月から23年度の6月までの空白のところなんですけども、この件につきましてはさきほど町長が言われましたことと、もう1点は大きなところで補助金の関係ございます。今回の事業につきましては、国の補助事業ということで事業実施いたす予定をしております。それで補助金の内示がありましてから執行するというので、その補助金の内示につきましては、6月から7月ごろ国からの内示が下りると、それから事業にかかるというものでございます。もし、そういう内示の前に着工いたしまして、補助金等が付かない場合にですね、また一般財源の持ち出しということもございますので、補助金等の内示を待ってから実施するというものでございます。以上です。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

課長の説明では補助金の内示のあれですね。3月議会のときにもその補助金の内示で、議会の議決ということなんですか、金額。ということなの。補助金の内示が6月、7月に出るんでしょう。で3月議会ではその金額を上程するという事かな。3月の議会が要ということ。ちょっとそこのところ説明してください。

**北村博司議長**

学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

はい、それは確定はしてないんですけれども、一応予算としまして、22年度中に、23年度の当初分といたしまして見込むというものでございます。はい、以上です。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

今の補助金の内示が出るのは6月やけども、その予算を見込んで3月議会で上程としてしておくということで、理解していいんですね。わかりました。

それでは次なんですけども、タイムスケジュールからいくと、その24年の4月に新校舎に完成となっておりますよね。それで下のところへ移転となっております。新校舎に4月に移転というふうにスケジュールなおるんですけども、これは普通だったら冬休みに移転して、新学期からなるというのが普通に考えるんですけども、このタイムスケジュールからいくと、4月学校が始まってから移転で、これで理解してよろしいんですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

スケジュールそのようにさせていただいてますが、議員がご指摘なさいました校舎、体育館の同時期とかいうお話されてました、前最初のときに。そういうこともありましてですね、この4月というのは2月の5日のときに示させていただいたスケジュールではそのようにしておりますが、基本的にはこれらは1日も早くという考えでやっております。今、課長も言いましたように、その過疎債とか合併特例債の問題等もありまして、今、県とかですね、打ち合わせをしておりますので、こういう2月の5日の状態で今、ご審議いただいておりますが、これは過疎債とかそういった合併特例債の都合によりまして、子どもたちのことを考えて、1日でも早く完成できればと思っておりますので、これできっちり決まった予定とは言いづらいんで、できましたらこれ本当に早くなればですね、早くしたいという考え方ですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

だから僕の説明は、僕はこのタイムスケジュール2月5日にこれを受け取って、これでしか聞いてないと、だからこの4月に移転となっているけども、この4月普通やったら冬休みやけども4月になってくるけど、ここどうなんですかという質問しておって、さきほど町長の答弁では、今日議員も体育館のことをせなあかんと思うたもんで、どうのこうのというの

は、このスケジュールからいくと違う話でしょう。これはこのまま、何でこのスケジュールのときにこうなっておるんですかという今、質問しておるんやで、まずこれは、このときはこうやったけどという説明を、答弁をしてから、今はこういうふうになりましたということであって、今の体育館がどうのこうの一緒にせなあかんもんで、この説明というのはおかしいじゃないですか。これのときは体育館と一緒にすることなど何にも考えてなかったでしょう。この時点で考えておったんですか。違うでしょう。だから僕が質問していることに対して的確に答弁してくださいよ。再度お願いします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

さきほども言ったのは、子どもたちのことをすべて考えれば、その1日でも早くということ、3月の春休みとかですね、その4月の春休みということがあったので、ここでできる限りその早くしたのが新校舎の完成のこの4月ということで、星印を付けさせていただいたと思っております。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

予定のスケジュールのこと細かいこと僕言うてあれなんやけども、基本的にやっぱり2月5日から何にもこのスケジュール変わってない。やっぱり都度都度変わっておるわけやで、ある程度変わったやつを全員協議会も何回もしておるわけやで、ある程度示されてきて当然で、何にもこれもそのままの状況でやっておること自体がやっぱり問題ですよという意味で、僕は今回言うておるんですよ。その点を含んでほしいんです。

あとこの初日に実績コンペ方式ということで言われましたよね。それで入札は8月予定ということでさきほど言われたと思うんですけども、それでよろしいんですかね。8月予定、確か何か言われたと思うんですけど、その点について確かめたいと思います。

あと基本的なコンペに入る前に、基本的な構想として配置構想として行政自身が持っているのかどうか、もしある程度決まっているのことがあったら教えていただきますか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

担当課より答弁をいただきます。

**北村博司議長**

学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

紀北中のコンペのスケジュールでございますけれども、今回コンペということで、資料等につきましては7月の下旬に出していただきまして、その後審査いたしまして、さきほど議員言われましたように8月の半ばごろには業者が決定する見込みでございます。

それとまたもう1点ですね、基本構想ということだと思っておりますけれども、基本計画、基本構想についてはということだと思っておりますけれども、これにつきましては改築に伴います基本原則概要書ということと、この概要書の内容につきましては、今の工事の施工場所とか名称、生徒数、面積とか、取り壊す建物ですね。それとか構造とか改修、内装等を示したもので示しております。

またもう1点、基本構想で出しました設計条件という基本計画ですね。基本計画ということで設計条件を示しております。ここでは校舎の配置とか、また面積構造ですね。1つでは地域にふさわしい構造と、紀北町の豊かな自然にあった色彩を配慮するとか、また日照時間を十分に確保し、採光に配慮するとかというような形で、それとまた施設全体についても定義しております。それと教室等についても定義しておるというような状況でございます。

またもう1点、構想的な部分では改築に伴います協議要綱書というのを策定いたしまして、その目的とか趣旨、それと紀北中学校の経営方針ということで基本姿勢とか、経営方針、それとまた中学校の施設整備指針等も受けているものでございます。以上です。

**北村博司議長**

平野君。

**12番 平野隆久議員**

それではいろいろなことを考えてね、進めていただきたいと思います。もう時間もちょっとまいりましたもんで。

あとさきほど壇上で町長もグラウンドの件に関しては、水捌け対策については十分にすると、これあわせて広さですね。やはりグラウンドの広さも十分確保していただきたいということをお願いしたいということと、あとさきほど体育館は新校舎と同時に完成させる、努力していくと、できるだけ同時完成ということをお願いしたいという約束と、あと体育館の規模ですね。ある程度現状の規模の大きさは確保していただきたいという、この3点について、

ちょっと再度確認答弁をお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

グラウンド等ですね、同時に、それはおっしゃるとおりで努力してまいりたいと思います。また室内運動場、体育館ですね、体育館は 1,138㎡とするということで、現行にすれば少し小さい基準となっていると思いますが、この点につきましても学校側と詰めているところでございます。

北村博司議長

平野君。

12番 平野隆久議員

その点については十分協議して、できることをやっぱりやってあげてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは最後にまとめとしまして、最後に小学校耐震補強工事においては、生徒の安全性をまず第一に考え、できる限り授業に支障をきたさないように配慮していただきたい。また尾鷲高等学校長島分校の仮校舎については、この6月に新総理になった菅総理が、最小不幸の社会を目指すと言っていましたけど、私はまさに紀北中学校改築に伴う仮校舎設置事業が最小不幸の施策だと思っております。なぜなら、現在の紀北中学校の生徒は必ず多少なりとも不便さが出る仮校舎において、授業を受けなければならない時期があり、しかもその状況で受験を迎え、卒業していかなければならない学年があります。そういう状況に置かれた生徒は、ある意味不幸かも知れませんが、できるだけその不幸になる要素を少なくすることこそが、今、行政に求められていることだと思います。

また、中学校の新校舎については現場及び関係者とよく打ち合わせをして、授業体制や機能性を確保したすばらしい施設となるように努力していただきたい。そして少なくともPTAや関係者の方々に、やはり改築して良かったと言ってもらえるような施策にするべきであると考えます。私の今回の一般質問の意味を理解していただけるのであれば、私の述べたことを踏まえ、今後より一層惜しみない努力をするということを最後にこの場で宣言していただきたいと思います。

また、教育長におかれても、今後の仮校舎や改築後の授業環境や授業体制にご尽力いただくことがあるかと思いますが、現時点での気持ちを一言いただけたらと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃることは十分頭に入れて認識し、胆に命じていきたいと思います。

北村博司議長

安部教育長。

安部正美教育長

お答えいたします。平野議員のおっしゃったとおりで、耐震化工事につきましては子どもたちの安全を第一に考え、授業に支障をできるだけきたさないようなやり方、それから旧尾鷲高等学校長島分校において、また紀北中学校の改築につきましては、仮校舎で卒業させるを得ない生徒たちがいることを考えますと、今後、生徒が安心安全の中で、豊かな学校生活が送れますよう、今後さらに学校側と連携を密にしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

北村博司議長

平野議員、もうわずかですんで、とりまとめてください。

12番 平野隆久議員

では、そういうことをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、私の一般質問を終了します。

北村博司議長

以上で、平野隆久君の質問を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、平成22年6月議会定例会の一般質問を行います。

今回の質問は、1番として林業の再生は政治の重要課題である。国、県とも共同して町として林業に積極的な支援策をとるよう求める。2番は、損害賠償請求事件、平成20年（ワ）第17号の2、現在、分離弁論を行っているものであります。これについて原告側代理人を補強、勝訴に向け揺るぎない体制をの2点であります。

まず、通告順に沿って1番から質問をさせていただきます。初めに質問通告の中にも記載をさせていただきましたけれども、昨年暮れ、全国の森林組合大会というのが東京の九段

会館で行われました。この全国森林組合大会には、日本共産党の志位委員長の挨拶が行われて、これが大変大きな反響を呼び、今全国各地で林業の再生を目指す運動や共同が大きく広がっております。

私たち3名の紀北町の議員団も、3月定例会の終了した4月の2日の日に、森林組合おわせを訪問させていただきました。常務理事から詳しい森林組合の現状や森林状況についてお話を聞かせていただきました。非常勤の土井組合長も途中から参加をされまして、この席上で組合長から先の全国森林組合大会での委員長挨拶について、大変立派な挨拶をいただきありがとうございましたと、丁寧なお礼の言葉をいただいた次第です。公党の代表者のこうした重要な大会での挨拶は単に儀礼に止まることなく、その党の政策の対応を、あるいは公党としての決意を表明しているものと私たちも受け止めております。

この中でどういうふうに言っておるかと言いますと、今、日本の国土の7割を占める森林のかけがえのない大切な役割、このことをまず冒頭に指摘をさせていただきました。森林を守り育てることは日本の国土を守ることに止まらず、地球環境の保全という人類的な課題への貢献でもあるという、そういう考え方があります。また林業は産業として大きな潜在力を持っている。これはどういうことかと言いますと、ご承知のように林業は地域に根ざした地場産業であります。製材から住宅や家具などの木材利用まで幅広い裾野を持つ産業であります。また近年、バイオマス燃料をはじめとした、いわゆる低炭素社会に向けた可能性も秘めておる産業であります。そして地域経済と地域社会を支える柱となり得る産業、このように考えております。ドイツでは自動車産業を上回る雇用をですね、この森林の産業の中で生み出している。そういう例も広く報道されております。

したがって、国の政策の根幹にこれを位置づけて、思い切って予算を振り向けることが重要ではないか、このように森林組合の大会でも1,000人の集まった全国の方々を前にですね、訴えをさせていただいた次第です。したがって、従来の外材輸入拡大政策から国産材の活用の政策へ大きく転換する必要がある。そして森林を守り育てる担い手もつくっていかねばならない。さらに作業道をはじめとした林業基盤の計画的な整備等が必要であると、こういうふうを考えるものです。

日本の森林は、日本の国土の70%を占めていると言われております。それでは紀北町はどうかと言いますと、町の発行しております統計資料を見ましても、紀北町の森林面積は、実に町内の90%の面積を占めているというふうに町自体も規定しているわけです。したがって、このことを明記しますと、国政における今申し上げましたような政策をですね、紀北町

に適用して、これを具体化する必要があるのではないかと、このように考えるものであります。

2点目に申し上げたいのは、前者の議員からも質問がありましたけれども、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのがですね、今国会で成立をしております。4月の28日の日には衆議院の農林水産委員会と国土交通委員会の連合審査が行われまして、この中で我が党の議員も法案に基本的に賛成するという立場から、利用促進のいくつかの提案をしております。1つは森林整備や木材生産の基盤となる作業道の充実の問題、2点目は国産材の生産や加工、流通体制の整備を行うこと、それから3点目として公共建築物だけでなく、ガードレールとか、あるいは高速道の遮音壁などへの利用の活用の拡大、さらに4点目として木材の生産加工のサイクルや地域の流通の実態に即して認定を進める。認定というのはこの法律の中に出てきますので、その意味での認定であります。そういうことあります。

これに対して、この委員会の中での論議の中で、農水省、今度内閣改造で変わったんですけども、当時の農水大臣はですね、森林の活性化が地域全体の活性化につながるという、そういう視点からしっかりと取り組んでいきたいというふうに答えておりまして、かなり幅広い論議が衆議院で行われました。衆議院では法案の修正協議も行われまして、木材利用の対象がガードレールとか高速道の遮音壁、あるいはエネルギー利用などにも拡大されたということになっております。

さらに法律の目的として、さきほど前者議員のほうも質問で出されておりましたけれども、木材利用率の向上に寄与するということが目的の中に明記されました。法律の第1条であります。さらに政府の責務として財政上及び金融上の措置もとるとということが追加をされたという状況になっております。こういった国全体の状況を踏まえまして、今さきほど申し上げた法律が、私もインターネットで取り寄せておりますけれども、これを見ますとですね、第1条の目的のところ明記された木材利用の観点というのは、非常に国民の要求にかなうものだというふうに判断をいたします。

そこで具体的な質問ですけれども、この法の施行がどのようになっておるのか。この法律に対してですね、町の対応策はどうなっておるかということ、まず第1点質問したいと思います。

さらにこの中で指摘されました作業道とか、林道の取り組みのようにですね、すでに従前から取り組んできているものもありますけれども、今回のこの法律制定の意義についてですね、町長としてどう受け止めておられるか、この点を2点目にお伺いしたいと思います。

さらに3点目としてですね、すでにこの木材に対する利用拡大の助成制度というのは37府県に広がっております。そして数多くの活用事例等もすでに紹介をされております。熊野地方は言うまでもなく、木の国と言われている地方ですけれども、この紀北町もですね、この木の国にふさわしい積極的な対策が今望まれている。このことをまず第1回の質問として町長に3点質問をしたいと思います。

2点目の損害賠償請求事件の問題ですが、7月の22日に行われる予定の第10回口頭弁論ですね、これを前にしまして行政報告もありましたとおり、原告の代理人がですね、補強をされました。あえて補強をされたというふうに私は指摘するんですけども、町はこの事態をどのように分析しているのか。この点を質したいと思います。

1つは前回の口頭弁論から、この7月の22日に弁論を迎えるにあたって、対策チームとしてどのような検討を行っているか、これが1点であります。それから2点目は、原告業者の、我々の求積明に対する、我々というより町の求積明に対する態度は、非常に不十分な状況になったまま進行しております。これについて町はどのように検討して考えているか。それから3点目は、今回の原告代理人が2つの事務所から補強されたという形になっておるんですが、この点についてさらに詳しい説明を求めるとともに、これに対する町長の見解を求めて、第1回の質問を終わらせていただきます。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

岩見議員のご質問にお答えをいたします。

この公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律は、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としていると理解をいたしております。

この法律は、平成22年5月19日に参議院本会議で可決され、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において施行される予定でございます。この法律に伴い、農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければなりません。続いて県及び市町村が方針を定めることができるとなっております。さらに木材の製造を生業として行う者は、公共建築物等に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画、木材製造高度計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるとなっております。この国の基本方針に基づいた具体的な町の施策といたしましては、三重県

及び関係団体と協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、作業道、林道の取り組みにつきましては、美しい森林づくり基盤整備交付金事業で、町管理の林道4路線、延長約2キロメートルの舗装整備を実施いたします。さらに森林整備加速化、林業再生基金事業で、森林組合おわせ管理の作業道の開設、延長約1,500mを計画いたしております。また、地元材の利用促進につきましては、木造住宅建築の際、紀北町木造住宅新築促進事業奨励金助成を実施しております。さらに間伐材を紀伊長島区の野又越線のアスカーブや法面木柵に使用しているところでございます。

今年度は丸棒を利用し、小山浦農村広場公園の木柵修繕を予定しております。そのほか工作物への木材使用につきましては、間伐材を有効活用するため、森林組合おわせなどの事業といたしまして、円柱加工場において林道等の柵杭や遊歩道の階段、木製布団籠、工事用看板などに加工されて利用されているところでございます。

次に、学校、保育園の建築事例につきましては、平成21年度に大紀町の保育園におきまして、すべて地元材で、そのうち60%については町有林から伐採した木材を使用し、また紀宝町の保育園では、町有林の間伐材を内装材の一部に使用していると聞いております。需要の拡大に伴い、木材も有効活用されますが、搬出経費を賄うほどの市場価格が望めない現況の中では、まだまだ伐り捨て間伐による木材が放置されている傾向にあります。この度、国の方向性が示されたことにより、今後の地元材の活用につきましては、町といたしましても公共建築物にはできる限り地元材を利用してまいりたいと思っております。

次に、損害賠償請求事件についてであります。現在の状況といたしましては行政報告でも報告させていただいておりますが、先月5月31日に口頭弁論が開かれ、原告から第10準備書面と証拠書類の陳述がされました。その後の進行協議において、原告側より訴訟の進行を進めるため、新たに代理人として2つの事務所の協力を得て追加すると述べられております。

質問の対策チームの会議であります。第9回口頭弁論終了後に対策チーム会議を開催し、口頭弁論についての状況報告及び第10準備書面の説明、また紀北町Webサイトにおける訴訟関係の文章の掲載について協議をいたしました。対策チームといたしましては、今後も裁判の現状を把握し、裁判の認識を高め疑問点や問題点を整理するなどの勉強会を開催し、職員間の情報の共有化も図ってまいりたいと考えております。

紀北町の求釈明に対する業者、原告の回答についての町代理人の弁護士との協議についてでございますが、前回の口頭弁論では原告側から準備書面の提出は部分的なものしか提出されなかったことで、今後、原告側の準備書面が整い提出された後、協議することとしており

ます。また次回の口頭弁論が7月22日に開催されますが、その時の口頭弁論、進行協議終了後に、町の代理人である弁護士による議会説明会も予定しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、補強された2つの事務所からの原告代理人についてでございますが、弁護士との顔合わせは前回の口頭弁論でいたしました。そして新たに5人の弁護士が追加されたことを確認いたしております。その中には、森林利水や水循環の専門的知識を持った弁護士の方もいるとの情報もありますことから、町の代理人である弁護士と密に協議検討を重ね、裁判に対しまして必要な主張立証を強く訴え、勝訴に向け最善を尽くしたいと考えておりますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

#### 北村博司議長

岩見君。

#### 10番 岩見雅夫議員

それでは第1のほうから再質問をさせていただきます。林業の再生、地元材利用に関する紀北町の方針についてお聞きしたいんですけども、ここにですね、ただいま申し上げた公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、これがあります。目的の中にはさきほど述べましたように、かなりですね木材の利用を促進するという観点での目的が記載されておりまして、今後の地域の取り組みに対してもかなり効果のあるですね、有効なものというふうに判断をさせていただいております。

衆議院における審議の状況というのは、そんなに詳細には入ってきておりませんが、私たちのいろんな情報で得た状況によりますとですね、これに対して基本的に賛成する立場から、いろいろ利用拡大等についても提言をしまして、ほとんどそうした修正論議というのですか、協議の成果としてですね、この法律の中に反映されておるというふうに受け止めております。法律の状況についてももう少し突っ込んだ形で、町としてどのように対応しておるのか、具体的に聞きたいわけなんですけども、その点をまず最初に説明していただいでですね。こういうふうになっているんですね。第9条に市町村の方針というのがあって、県や市町村もこれに対応した方針を立てなければならないということになっておるんです。市町村は都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができるという表現なんですけども、一般に条例ではできるというふうになっておったら、するということになると思うんですけども、そうした条項もあります。こういった法律の趣旨を受けてですね、町としてはどのような準備体制にとっておるのか。

かつての補正予算等で地域活性化の予算等が国から流れて、なかなかそれが趣旨に沿った形で直ちに有効に活用されるという点です、いろいろ物議をかもした議会での論議があったこともあります。こういった有効な法律に対しても即応体制が必要だと思んですが、町としての受け入れ体制というのですか、体制はどうなっているのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

現時点ではですね、さきほど第8条のところでも市町村等が方針を定めることができるようになっておりますので、十分その辺が理解しております。今後、我々、木を産出する地域といたしましては、三重県及び関係団体と協議しながら検討して、どのような方向でいけばいいのかということですね、まず市町村のほうから定めるというような形になるかと思うんですが。ちょっと詳しいところは担当課長に、はい。

**北村博司議長**

産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

お答えいたします。県のほうから公共建築物木材利用促進法にかかる関東東海ブロックの会議の開催ということで、来週ですね、一応24日に会議を開くという通知が来ているところでございます。その後、方針等について検討していきたいと考えております。以上です。

**北村博司議長**

岩見議員。

**10番 岩見雅夫議員**

さきほど町長の第1回質問に対する答弁の中でもですね、6カ月を超えない範囲でというお話がありました。説明がありました。こら辺のところまではですね、附則にはこうなっておるんですね。施行期日は、この法律は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると決まっておることなんで、それはこちらですね、情報を得た段階でわかっておるつもりですが、当初も言いましたように、こういった問題については十分この生かしていく必要があります。また法律だけではですね、不十分な面も見受けられるという点もあるわけです。したがって、何よりもですね、今、課長答弁で24日の会議を経てという話がありましたけれども、早く情報を入手して、こういった問題について積極

的に取り組むことが必要だと思いますが、今の町長側の答弁聞いておると、まだ取り組まれていないというふうに感じるんですが、まずこれらの点について、もう少し詳しい説明は、これ以上は、体制とってないということでしょうかね。なかったら次に移りたいんですけども。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点ではですね、やっぱりその6月に、県の動向等も見極めながらやらせていただいたと、そのように思います。

北村博司議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

それでは、私のほうから少し要望と言いますか、考え方も含めて言っておきたいと思います。今度の法律は非常に利用の拡大というものではですね、林業とか木材業の再生につながる内容であるという点は評価できるんですけども、今、第1回の質問の中で言いましたように、今必要な林業の再生、地域おこしという観点から見た場合にですね、まだまだこれだけでは不十分だという点が見受けられるわけなんです。

この林業の再生という点について触れていなくて、木材の利用という点に止まっているという弱点もありますのでね、この点についてこれから検討するときに、是非考えてほしいわけなんです。実践にあたってはですね、この林業の再生という点を十分重視して具体化をお願いしたい。特に国産材というふうに国の法律ですから、言われておるんですけども、やはり我々としては地元産材の利用活用というのを重視してですね、町政を進めるということが必要だと思いますので、そういう点を十分に取り入れた運用を図っていただきたいと思いますが、その点について町長はどう考えますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員ご指摘いただきましたような、この法律についても十分読み込みまして、その林業の再生等に向けてですね、取り組むにはどうすればいいかと、この製材等の利用者に対する補助とか、そういったものも明文化されているように思います。そういった意味で私自身

も林業の産地として、基本的にはいろいろな公共物にもこの法律ばかりではなしにですね、さきほども申し上げたように、できるだけ活用していきたいなとも思っておりますので、そういったものを含めてこの林業の再生ということを、まず行政として見本を示しながら、その各種団体と協議を図りながら、どうすればやっていけるのかということも勉強していきたいと、そのように思います。

北村博司議長

岩見君

10番 岩見雅夫議員

それですね、1つは雇用の問題、いろんな角度から雇用の問題は重要だということを出されておりますけれども、今回提起したこの林業の再生を図る中で、雇用問題というのが大きな課題として、この林業の潜在能力、産業としての潜在能力という面ですね、言われておるわけです。これは私どもの志位委員長が森林組合の大会の中でですね、表明したことなんですけれども、ドイツでは森林の面積は国土の割合からいくと日本の4割に過ぎないという状況なんですけれども、木材自給率というのは100%を超えておまして、林業が130万人の雇用を生み出しておるといふふうに、これは新聞報道ですけども言われておるそうです。

それでこの130万人というのはですね、ドイツにおける自動車産業の75万人を2倍に近い雇用を創出しておるといふことで、林業を基幹振興をですね根幹に据えて、国自身も予算を投入する。県等とも協力をして町も各地で行うということになっていくとですね、非常にこの地域の振興、雇用の拡大に大きな潜在力があるということが言われておるわけなんです。そういうふうに取り組むかということは、非常に難しい面もあろうかと思いますが、そういうことですね、今、社会的に問題になってきておる限界集落を克服していくという一つの力にもなるんじゃないかということが、全国的にも言われておりますので、是非そういう観点もですね、例えば下刈りであるとか、細かな作業については婦人の方でも短期間雇用でやれるというふうなこともあると思います。

実は私、一般質問の通告をして、新聞に出たら、ある町の方が家に訪ねて来られて、分収林の問題の活用の問題とか、そうした雇用の問題とかについてもですね、関心を持っておるんだと、是非、そういうことを町としても考えてほしいという意見を言ってこられた方もありました。そういう要素も十分に含んでおりますので、是非これからの対応の中ではそういった点にも視点をあてていただいて、取り組んでいただきたい。このように思います。まずこの点についての町側の見解をお願いします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

雇用の問題についてですね、確かに大きな雇用も生れるかと思いますが、これはやはり国のほうから、やはり大きな力でやっていただかないと、この木材そのものの流通とかですね、やっぱりそういう外材の問題とかいろいろありますので、1つの小さな町がどこまでできるか。この木材の利用の促進に関する法律、こういうものでですね、どんどん国がリードしていただいたうえで、我々市町もですね、それに基づいた施策を行っていかねばいけないことだと思っております。ただ、雇用という面につきましては、最近新聞でも見せていただきましたが、ある林業家の方が新しく2人雇われたと、もう数十年ぶりとか十何年ぶりとかというお話も聞いておりましたので、雇用を創出するまで現時点ではなかなか難しいと、この間もある木材、製材屋の方とお話をさせていただきましたが、やっぱり伐り出しをする方たちのグループもなくなってきている。そういったものからすると、賃金の問題とか労働のきつさとかですね、そういった問題もいろいろ複合した問題がいろいろあろうかと思えます。

しかし、私といたしましては、今議員おっしゃったように、これがこの法律が、そういった国の姿勢がですね、雇用に結びつけば、うちはまだ本当に林がほとんど占めている町でございまして、そういう方向にいけばいいのでは、いいなと思えますし、私もそういう努力をしていきたいと思えます。

北村博司議長

岩見君

10番 岩見雅夫議員

それでですね、さきほど申し上げました、この法律の第9条の市町村にかかわる部分なんですけれども、町が方針や計画を定めなければならない問題としてですね、木材の利用の促進のための施策とか基本的な事項、それから木材利用の目標、さらに木材利用の促進に関して必要な事項、そういった各項目を定めなければならないと、定めるものとするというふうになっておるわけです。今後、さきほど課長の答弁もありましたようにですね、県の対応等も見て、町としてもこういった計画や目標、さらに必要事項を定めていくものと思われまじけれども、それには各地のいろんな情報も十分に、今のうちにとっておくことも必要かと思えます。

それで利用の取り組みの例なんですけれども、新聞記事等にもですね、さきほど町長が答

弁のあった大紀町の七保地区での保育園、100%木造で建築中というのが、これは地方新聞にも出ておりました。また、各地ですでに37府県で助成措置が行われておるということを申し上げましたけれども、例えばこの老人ホームの建築の例、これは高知県に行われております。それから山口県では県営住宅、県営ですから県の事業になりますけれども、そういった事例もあります。これは町長にもちょっと資料をお渡しさせていただいたんですけれども、栃木県ではですね、中学校の木造校舎ということで、こういった例もされております。北海道の紋別では牛舎、牛舎をつくるのにこの木造が使われたという例、それから民間事業でも愛知県なんかでも、東京でもですね、協同組合木材会館等を木でつくったとか、それから店舗で吉野屋なんかの店舗にも、この木材のこれは秋田県ですけれども、秋田杉を使ってやっておる。こういった事例も出ております。

それからローソンですね、民間店舗としてローソンが熊本でこういった木造建築で行われておるのもありますし、中国銀行では銀行のカウンターに木材を利用したという例も出ております。それから一般的な事務用のデスクとかテーブル、さらにさきほど申し上げましたけれども、今新たにですね、ガードレール、木製のガードレールとか、木製の遮音壁というのが各地で採用されておまして、この事例も道路施設における木材利用の事例として出ておるという状況もあります。こういった多彩な活用が全国各地で広がっておりますので、是非積極的にですね、情報もとっていただいて、この法律をひとつのテコとして林業の再生、あるいは地域おこしにですね、少しでも役立つように町としても取り組んでいってほしいと思います。まずその点についての町長の考え方なり決意がありましたら、お答えいただきたいと思います。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員ご指摘のように、やはりさきほどの法の趣旨にもございますが、公共建築物にしましてはですね、今後も積極的に利用していきたいと思っております。そういった中では、今、船津小学校、引本小学校、それから紀北中の問題等もございます。そういったものにもできる限り地元の材を使っていきたいと思っております。そういうことをですね、私以前からもその林業家の方とか製材の方ともお話させていただいておりますが、この議会終了日にですね、新たな会議を設けまして、さきほど答弁させていただきましたが、林業関係者の方と関係各課と連携をとりながら、こういった会議を定期的に行うことで、どうすれば活用していける

かということですね、その現場の方たちとお話をしていきたいと、これはもう継続的に行っていきたいと、そのように思っております。

**北村博司議長**

岩見君。

**10番 岩見雅夫議員**

それではこの利用の問題は公共建築物だけではありませんので、この法律はそういうふうな名称になっておるんですけれども、町としてはこれを機に民間での活用等も含めた、これはいろんな認定を行ってですね、支援措置が行われるというふうな仕組みになっておりますので、そのスキームというのですか、利用のマニュアルみたいなものもあるわけなんです、そういう点も十分検討していただいて、十分な活用をお願いしたいと思います。

それで2点目の損害賠償請求事件のほうの問題に移らしてもらいますが、この問題についてですね、一応行政報告もありましたし、さきほど報告があったわけなんです、私はあえて補強したというふうには受け止めてですね、質問をしておりますけれども、この内容については、今後この裁判については必ずしも楽観を許さない。十分勝訴に向けて万全の体制、揺るぎない体制をとる必要があると思うんですが、この2事務所からの今回5人、全体で8人になるというふうにも聞いておるんですけれども、そこら辺の原告側のこの裁判、口頭弁論に対する体制について、町はどのように分析をしておるか、もう少し具体的な検討内容について報告すべき点があったらですね、ここで明らかにしていただきたいと思います。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

さきほど申し上げましたように、お一人の方がですね、森林利水や水循環の専門家が入ったということで、こちら腰を据えて勝訴に向けて最善を尽くしたいと思っておりますが、この点について担当課のほうから、もし報告できることがあったらよろしく願います。

**北村博司議長**

奥川課長。

**奥川英水道課長**

進行協議の場ですね、原告のほうから進行を早めたいというような理由も出ておりましたので、原告としては裁判の進行をスムーズにしたいという理由もあって、2事務所を加えられたというふうに思います。町長が言われましたように、被告と被告の町としましては、

今後とも弁護代理人と密接な協議しながらですね、勝訴に向かって頑張っていきたいと思  
います。以上です。

北村博司議長

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

その進行を早めたいというのは、原告側からの発言だったんですか。裁判所じゃないです  
ね。

北村博司議長

奥川水道課長。

奥川英水道課長

原告の代理人からです。

北村博司議長

岩見君。

10番 岩見雅夫議員

1つは進行協議の問題もあるわけなんです、傍聴された方が認識されておるようにです  
ね、非常に裁判所の現状というのは保守的ですね、改善がされておりません。そういうこ  
とで裁判も非常にマイクもあっても十分使わないとか、いろんな問題があるわけなんです、  
進行協議、何も非公開で別室で改めてやらなくてもですね、進行協議でやっている内容はほ  
とんど口頭弁論の中でやっても差し支えないような問題だと思うので、もう進行協議なんか  
も公開してですね、やるべきだというふうに考えておるんですが、十分今後の裁判対策も含  
めて万全の体制をとるようにお願いしたいし、7月の22日の第10回公判のあとにはですね、  
被告側の代理人から説明会を開くということですので、その中でも積極的に意見を出してい  
きたいと思いますが、これらについてですね、さらに慎重かつ積極的な対策を進めるように、  
被告側の代理人に対しても町としてですね、十分意見を反映して行ってほしいというふう  
に思いますが、その点町長の答弁を得てですね、質問を終わりたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私どもの代理人の皆さんにも、議員の皆さんからご意見があったようなこととかですね、  
私がまだ裁判等についても素人同然ですので、純粋な気持ちでですね、前訴の問題もわから

ない部分も積極的に聞きながら、弁護士とそのあとの打ち合わせ等を行っております。また7月22日に対しましても、原告のほうからしっかりとしたものが出てきたら、代理人と打ち合わせをする予定になっております。ただ今のところでは、そのさきほど申し上げたように、その準備書面というんですか、それらがまだ出ていない状態ですので、また弁護士の皆さんとお話する段階ではございませんが、いろいろな資料が追加されるごとに、こちらへはいただいておりますので、それを担当課ともいろいろと勉強させていただいておると、そのような状況でございます。

ただ、このことにつきましては、大変大きな問題ですので、油断することなくというか、必死ですね、取り組んでいきたいとそのように思います。

**北村博司議長**

以上で、岩見雅夫君の質問を終わります。

---

**北村博司議長**

お諮りします。

本日の会議はこれで散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

なお、玉津充君ほか4人の質問者については、明日の本会議の日程とさせていただきます。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦勞様でございました。

(午後 3時 07分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成22年9月8日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 岩見雅夫

紀北町議会議員 平野隆久